

## 平成26年第3回笠松町議会定例会会議録（第2号）

平成26年9月16日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

### 応招議員

議 長	8番	安 田 敏 雄
副 議 長	3番	伊 藤 功
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

### 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

### 出席議員

応招議員に同じ

### 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
会 計 管 理 者	杉 山 佐 都 美
総 務 部 長 兼 教 育 文 化 部 長	大 橋 雅 文

企画環境経済部長 兼住民福祉部長	岩越誠
建設水道部長 兼技監	奥村智彦
総務課長	村井隆文
住民課長	加納康孝
福祉健康課長	浅野薫夫
建設課長	那波哲也
教育文化課長 兼総合会館長	加藤周志
郡教委学校教育課長	森透

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	堀康男
書記	笠原誠
主任	亀井昭宏
主事	清水崇司

1. 議事日程（第2号）

平成26年9月16日（火曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（安田敏雄君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（安田敏雄君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、防災対策、特に豪雨災害の対策について、質問をさせていただきたいということでございます。

笠松町は、昭和36年に国が法制化した災害対策基本法に基づき、昭和38年7月に笠松町防災会議条例を制定し、町民への防災対策を検討してきました。これを受けて、平成6年3月には笠松町地域防災計画を策定し、今日まで幾度の修正も行われてきました。しかし、2011年3月11日に起きた東日本大震災を受けて、我が国の防災計画そのものが大幅な見直しに迫られ、岐阜県でも大規模修正が行われました。その後、南海トラフによる上方修正が最後となり、現在に至っております。

こうした地域防災計画の見直しは地震対策を主眼に行われており、台風やゲリラ豪雨、大規模火災など、災害にはいろいろなものが想定されて、それぞれに対策を講じなければなりません。今回は豪雨災害対策について質問させていただきます。

ゲリラ豪雨という言葉がここ数年間、聞きなれたかのように毎年春から秋にかけて、特に夏場には頻繁に聞こえてきます。ことしは梅雨に入ったのも早かったのですが、梅雨明け後、九州や四国を中心に、1日もしくは二、三日で1年間分の雨が降り、災害をもたらしております。記憶に新しいのは、8月上旬の台風12号と11号による高知県を中心とした四国地方で通算2,000ミリを超える雨量による災害、中旬には高山市や兵庫県丹波市での災害、高山市では3日間で400ミリ、丹波市では2日間で400ミリ、そして8月20日未明、広島市で6時間に200ミリの雨量により大量の土石流に見舞われ、74名のとうとい命がなくなりました。ここに改めまして亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、いまだ被災されている、避難をされている方々にお見舞い申し上げたいということを思います。

これらは、従来のゲリラ豪雨と異なるものではないかと思えます。それは、1時間に100ミリや、それを超える雨量により道路の冠水や住宅への浸水があったのですが、今回の例は1時

間にすれば30から50ミリで、過去に例を見ないほどの量ではありません。また、昨年9月4日にも、笠松町でも14時ごろから15時ごろにかけて1時間に100ミリのゲリラ豪雨に見舞われており、町内数カ所で道路冠水して、通行どめの処置をしたと聞いております。

そこで、町長にお尋ねいたします。

最初に、ゲリラ豪雨やそれに匹敵する雨が降った場合、昨年の例にもありますように道路冠水することがあり、またそれ以上になれば町民の住宅への浸水も懸念されますが、初期段階の対応策として土のうを配備することになるかと思われませんが、現在土のうをつくるための砂や残土が十分に確保されておられません。そして、それ以上の雨量による堤防決壊事態になれば、通常の土のう袋での対応では対処できなく、業者に依頼して1トン袋による規模の土のうで対処しなければなりません。幸いにして笠松町では、平成15年10月16日に笠松町土木研究会と、平成18年7月26日に岐阜土木工業会と災害応援協力の協定を締結されておりますので、協力を求めることはできると思います。しかし、両者にお聞きしましたところ、応援依頼があったら重機や人手を出すことはできますが、土のうに入れる砂や残土は確保しておらず、どこかへ購入依頼するしかできませんとのことですので、時間的にもロスすることから、初期対応のおくれが生ずることは否めない事実であります。そこで、笠松町内3地域それぞれに初期対応できるだけの量の砂や残土を確保しておく必要があると思いますが、町長の考えを示してください。

次に、先ほども述べましたように、昨年9月4日に襲来したゲリラ豪雨の際に、町内数カ所で道路冠水しておりますが、その地点は、雨が降れば常に道路冠水するところではないかと思われれます。そこで、浸水対策として道路形状や排水形状の見直しを図るべきではないかと思いますが、その対策を講じられたのかどうか、お尋ねをいたします。

次に、災害応援協力の協定を締結している笠松町内の業者は、笠松町土木研究会が6社、岐阜土木工業会が1社ありますが、いざ災害となれば、やはり地元である笠松町の業者に依頼することが迅速に対応できることとなります。災害応援協力の協定締結時から見ると、笠松町の土木予算が半減以下となっております。町内の土木業者は笠松町から発注される公共事業に頼るところが大きく、事業費が縮小された今日、重機や人手の削減を余儀なくされており、笠松町からの依頼には全面協力する体制で臨んでいただけていると思いますが、全ての要求に応えていただけるかは疑問であります。そこで、来年度以降、下水道工事終了後の道路整備や古くなっている側溝改修などの土木予算を増額して、笠松町内の土木業者が災害時に全面的な応援協力をしていただけるよう、その環境を整備しておく必要があると思いますが、町長の考えを示してください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（安田敏雄君） 6番 伏屋議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、伏屋議員さんからの御質問にお答えしたいと思います。

防災対策についての中で、第1点に、土のうをつくるための砂や残土の確保についての御質問ですが、この土のうに入れる砂や土につきましては、町の調べの中では防災用として常時これを持っているわけではないのですが、業務用としては各業者の皆さんが年平均で約二、三立方メートル、あるいは土のう袋が100枚ぐらいのことは持っておみえになるようでありますが、特に水道業者の方が、砂はやはり多く持っておられるようでありました。

また、特に災害協定というのは、今御質問にあったようないわゆる土木業者の皆さんだけではなくて、水道業者の皆さんとも結んでおりますから、そういう意味では、今後より一層資材や、あるいは土場の確認を密に行いながら災害時の連携はとっていきたいと思っております。

また、この町では木曾川右岸地帯水防事務組合との連携の中で、訓練やあるいは競技用に使用した砂の一部が、現在三角駐車場に1,000袋程度備蓄をしておりますが、これは堤防ののり面での保管や、あるいは土のうが湿気などを含んで重くなっていることや、あるいは時間がたてば草が生えたり、あるいは土のう袋自体が短期的にしかもたない等の問題がありますので、現在我々が進めています蘇岸築堤の記念碑のところの公園に、これは新たに水防倉庫の建設をしますので、今ある水防倉庫を退去、壊した後に、管理方法は考えなきゃなりません、大規模な備蓄土置き場を新たに設けていく予定をさせていただいております。

さらに、この土のうの要望が強い地域、いわゆる笠松町のそれぞれの3地域の中で、小規模公共施設に対して、いわゆる小規模な土のうステーションというのを設置をして、災害時に緊急に土のうが必要なときに随時持っていただけるような体制づくりというのは、現在調査・研究をして進めているところであります。

その次に、浸水対策として道路形状や、あるいは排水形状を見直してはどうかという御質問ですが、道路や水路の高さを上げ下げしますと、民地のすり合わせが合わなくなったり、あるいは住民の皆さんへの影響が大きいために、町としては、道路形状や排水路形状の見直しよりも、いわゆる雨水をためる施設に力を入れて進めてまいりました。既にこの笠松地域では、平成23年度に羽島用水のパイプライン化に際して、パイプとボックスとのすき間に約880立方メートルの雨水をためる施設をつくって成果が得られておりますし、下羽栗地域においては、円城寺地内に約2,400立方メートルの雨水をためる貯留施設の用地買収は終えておりますが、現在、来年度ここの建設に着手するように設計をして進めておる最中でありまして、また、松枝地域に関しましては、これは雨水放流先である逆側の最上流部に当たる場所でもありますので、いわゆる校庭の貯留等の貯留施設を計画することはありませんが、現在松枝地域のグラウンド等の公共施設の改修に合わせて貯留化したらどうかという検討を今しているところであります。

そして、土木予算等を確保しながら町内の土木業者の皆さんの環境整備をしたらどうかとい

うことでありますが、この町内業者の皆さんのほうが、育成については災害時の応援協定の協力につながるばかりではなくて、やはり地元経済の活性化、あるいは基盤整備の充実といったことにもなりますから、町財政を勘案して総合的に判断しながら受注機会の確保に努めてまいりたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） ありがとうございます。

そこで、先ほども申しましたように、また先週ゲリラ豪雨が、9月の10日から11日の朝にかけて、北海道、宮城、東京、大阪、兵庫、この5つでかなり降って、浸水もしておるんですね。今の豪雨というのは、いつどこで起きてても不思議でない。この予測もできないんですね。気象庁が雨量レーダー、8月からでしたかね、1平方キロメートル単位のやつを250メートルに縮小しました。いわゆる小さいところでも見られるようになりました。NHKのテレビでも気象レーダーが見られるようになってきました。そうすると、例えば笠松を見ていると、もうすぐ来るなあというのはわかるようにはなってきましたけれども、ただ、あれはどのぐらい本当に降るのかということが現時点ではまだ予測できないといえますか、降るよということはわかるんですけども、予測ができないような状態ですので、しかしいつ起きかわからないということですので、今までやってきた豪雨災害の対策よりも、もっと親身になって捉えていく必要があるのではないかなあということを思います。

幸いにして笠松は、地理的にも山があったり、木曾川という大きな川はあるんですけども、木曾川が氾濫といいますか、決壊するようなことは多分ないだろうと思いますが、これも絶対ないとは言えないですね。岐阜県の形状からいうと、揖斐川、長良川、木曾川というふうに、順番にこちらに来れば来るほど地形が低くなっているといえますか、だから揖斐川が最初に決壊をして、次に長良川へ行って、最後に木曾川だというふうにも言われておるんですが、そうかといって木曾川は長野県から流れていますので、長野県のほうで大雨が降ればこちらへどうしても来てしまうということにもなりかねないということでもあります。

そんなことから、最初に質問しました土のうの備蓄が今若干はあるということで、水道業者のほうも若干持っているということですが、笠松町としても、土のうステーションというんですかね、そうやって言われたというふうに記憶しておるんですが、そういったものも考えているということをおっしゃったんですが、具体的に例えば今年度、26年度から備蓄をしていくのか、27年度からしていくのか、その辺のめどはどうですか。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、簡易な土のう袋のステーションというのは、いろいろ勉強してみましたら、ほかの県外でも県内でも一部使っているところはあるようです。それは、大体置ける

量は限られていますが、緊急の場合、すぐにその地域から持っていけるというようなものであるようであります。大きな設備でもないですから、その状況を考えればやれないことはないと思いますが、今そういう状況等を、じゃあどこへどういうふうにとっていったらいいか、あるいはどういうくらい設備でどうしたらいいかということも考えていますから、この出水期である9月の台風シーズンに間に合うかどうかはわかりませんが、ただ、今1,000袋ある状況は、具体的に事前にわかれば配置はできますから、今すぐそういう体制をとらなくても足らなくなるようなことではないと思っていますから、将来そういうようなことを踏まえて、それぞれ3地区に1カ所ずつぐらいの簡易な土のうステーションというのは、遅くとも来年度には手がつけられるのではないかと考えています。そういうようなことを考えながら対応をしていく予定でありますので、またその場所、あるいは規模等についてはもう少し研究したいと思っています。

〔6番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 早期に検討していただいて、配置をしていただきたいと同時に、町民の方々にもこういうふう初期対応としての土のうを準備しておりますということもお知らせをし、必要な方は取りに来てもらうなり役場のほうに連絡をしていただくということも周知をするべきではないかなあということを思いますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

そして、土のう袋なんですけど、私も水防団にかかわっておるんですけども、水防団がやる土のう袋というのが、入れてしばらくするともうぼろぼろになってしまうんですね。というのは、土に戻るよというところでトウモロコシの皮でつくってあるというふう聞いておったんですが、そうしますと余り長もちしないんですね。ましてや、今三角駐車場に置いてあるものは置いてからかなりたちますので、そうすると持った瞬間に破れてしまって、だあっと流れてしまう。そうすると、もうこれは効果がないといいますが、持っていきようがない状態ですので、袋もビニール系統の破れないような、長期的にもつといいますが、長期保存ができるような、そういった土のう袋で確保していってもらったほうがいいのではないかなあということを思いますので、その辺をちょっと検討していただきたいというふうに思います。

それから2番目の、今年の9月のゲリラ豪雨のときの浸水箇所なんですけど、今、町としては貯留施設、下羽栗はこれから27年度に貯留池をつくと。そして、笠松地域は羽島用水のパイプラインの脇を活用するという説明があったんですが、そしてまた松枝のほうは検討することなんですけれども、笠松町の今の状況から見ますと、多分あふれ出るだろうと思われるのは側溝なんです。前にも私一般質問でお聞きしましたときには、時間雨量50ミリで計算をしてあるということで、それもかなり前、年数がたっているんですね。そのときにお尋ねしたのは、側溝の耐用年数ってあるんですかと聞いたら、それはわかりませんと言われたん

ですけれども、かなり古い側溝がある。そういったところを、3番目の質問とも絡めるんですけれども、やっぱり側溝を改修し、50ミリの対応じゃなくて、例えば70ミリだとか80ミリだとかというものに、今の側溝をもう少し大きいものにしていくということが必要ではないかなあということをおもうんですね。その辺の考え方についてちょっとお尋ねしますが。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 先ほどもお答えしたように、50ミリの雨の対応というのはやっておるわけなんですけど、今言われたように、今のゲリラ豪雨というのは、全くここら辺の数カ月見えますとピンポイントのような感じで来るんですね。我々も経験したのは、実はこの役場から出て岐阜へ行こうと思ったときに、物すごい雨で前が見えないくらい瞬間的に降った。円城寺の向こうへバイパスから出ようと思ったら、もう雨が全く降っていないんですね。そういうようなピンポイントのすごい雨というのは、50ミリを超えることがあるかもしれませんが、70ミリ、80ミリ、100ミリなんていう雨も想定はできるんですが、これは東京を見てもどこを見てもそうですが、瞬間的にそういう雨が30分、1時間と降れば、例えばどのような側溝体制にしても、排水体制にしても、これは瞬間的だからやっぱり及ばないと思います。冠水すると思います。長く降る雨であれば50ミリで十分対応できるんですが、そういうような部分に関しては、今言いましたような校庭貯留も含めて、あるいはパイプラインも含めて、いわゆる貯留施設を、瞬間的に降る雨をためてでも対応したいという方向でやっていきたいと思っています。

現実に、この間のすごい雨のときに、いつも新町通りや冠水するところがあるんですが、それを見ていると、やっぱり全く冠水していなかった部分が出てきていますので、側溝の能力もあるかもしれませんが、やはりそういう排水に関しての対応ができていれば、ある程度ためることによって流れる部分がありますので、そういうことをいろいろ勘案しながら対応していきたいと思いますから、今すぐ我々の50ミリ対応の側溝を70ミリ、80ミリに全町かえてという、それは財政的な問題も多くありますから、全く不可能ではないと思いますが、今我々がとる対応としては、一番早いのは、やっぱり貯留施設で皆さんにちょっとでも被害が及ばない対応をしながら、いわゆる老朽化している部分に関してはいろいろ調査をしながら、また全体的にも対応は考えなきゃならないとは思っています。

〔6番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） そこで今、私も今すぐ笠松町全部の側溝を直してくれということを言っているつもりはないです。というのは、やっぱり財政的な問題がありますんでね。幾らお金があったって足りないわけですから。

先ほどの3番目の質問と絡めて、土木業者の環境整備ということからいうと、古くなった側溝を改修し、年度を追って、10年かかるのか、20年かかるのか、30年かかるかわかりません。



笠松町内の側溝の見直し、こういったものも図っていく必要があるのではないかなと。その際には、50ミリ対応だったのを70ミリ対応にするということの計画を持つべきではないかなあということを思うんですね。

それと同時に、今の50ミリ対応の側溝で、空の状態であれば50ミリでいけると思うんですね。例えば砂とか土がそこにたまって、本来の流れる流量がそれ以上流れないと、妨害するものがあるということであれば、当然ながらあふれ出てしまいますわね。その辺も含めて、やっぱり点検等もしなきゃいかんだろうと思いますので、これは自主防災会という組織がありますので、そこらも協力いただいて、例えば側溝に砂とか土がたまっているかたまっていないのか、1年に1回点検してもらおうということもやっぱりやるべきではないかなあということを思います、その辺の考えをお尋ねします。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今言われた、側溝の機能が十分発動されていない部分というのは、いろんな連絡の中であることはあるようでありますから、できる分の対応はしながら進めていますが、そういうようなことをきちっと情報を整理しながら、少しでも今の体制が続くならば、いわゆるそういう条件を整えていくことは大事な部分であると思いますから、それも含めてもう1回洗い直したらどうかなあとは思っています。

〔6番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 次に、先ほど下羽栗貯留池、これは下水道との排水の覆蓋化に絡めてやるわけなんですけれども、27年度に工事に入っていたということなんです、場所からいうと河野円城寺というお寺がありまして、そこからおりたところにはいつも水がつかっているんですね、あの交差点。ですから、その貯留池ができることによってあそこの交差点は何かカバーできるかなあということを思うんですが、もう少し北西へ行ったところに東洋染色というのがありまして、その裏が、あそこもいつも水がつかると。あそこは農業用水があるんですけれども、その貯留池で果たしてあそこの水があふれ出ないのかなあとということがちょっと疑問なんです。あそこはやっぱり周りの農業用水の形状が悪いんじゃないかなあということを思っているんですが、その辺の調査はされましたか。答弁は部長でもいいんですけども、その辺ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（安田敏雄君） 奥村建設部長。

○建設水道部長兼技監（奥村智彦君） 貯留池の件につきましては、そういった問題点を整理して計画を立てておりますので、上流域の雨水をそこへためますので、下流域も当然減っていきますので、全体を見てその辺の雨水は、冠水は解消されると思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 今の箇所は、貯留池をつくっても余り解消されんのではないかということと思うんですけど、あそこの農業用水の形状が悪いんじゃないかと思うんですけども、根本的なことだと思うんです。今つかるところ、そしてもう少し北のところにもまた農業排水があるんですね。2つ流れていますので、あそこは。南側がいつもあふれるんですね。その辺の形状は、やっぱり現場でよく見ていただいて、ちょっと確認をお願いしたいと。これは要望しておきますけれども、一遍見直しを図っていただいたほうが私はいいいんではないかなということをお思いますので、よろしくお願ひします。

それから、先ほどの貯留池の関係で、下羽栗はそういうことで27年度ということなんですけれども、松枝のほうが、具体的なことはもう検討されていますか。もし検討されているんならば、ちょっとお答えいただきたいとお思いますけれども。どういうふうにするのか、松枝のほうだけお願ひします。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 先方答弁したとおり、今学校貯留ということは考えていないんですが、我々のところのグラウンドを今度整備するときには、その1つの貯留のあれにはなるかなあとは、計画はしませんがお考えしております。それと同時に、これは町の施設じゃないんですが、同じ松枝地域の中で、松波総合病院さんが今度新しく建てられたんですが、その地下に関しても約800立方メートルぐらいの貯留地をつくっていただいて、建設いただいたというように、いろいろまたそういう対応をしながらやっていますし、逆側の流域に関しては、さきのポンプ場の整理を今建設しておりますので、いろんな排水能力に対しても、全体的に羽島と私どもの間の調整の中で今進めていますので、一つ一つそれは調整をしていけるものだと思っております。ただ、今、具体的に我々のグラウンドを貯留施設に変えようという計画ではないですが、そういう調査を今しておるところだと。

〔6番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） これもお金のかかることでもありますので、おいそれと言ったらすぐやるということにはならないとお思いますので、これも計画を持って進めていただきたいというふうにお思います。

それと一つ確認なんですけど、笠松地区のパイプライン、公民館の前にあるわけですけども、あそこのパイプを通らないで、いわゆる四隅のところを活用しているわけですね。これは、松枝のほうも同じようにパイプライン化をしたんですけども、松枝のほうも同じように使えるわけですか。それをちょっと説明してください。

○議長（安田敏雄君） 奥村部長。

○建設水道部長兼技監（奥村智彦君） 笠松の場合は、もともと羽島用水が覆盖といってふたをしてありますので、その中を通したということで、すき間があるということですが、松枝とか下羽栗につきましてはそのまま埋めておりますので、すき間はございません。

〔6番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） わかりました。ならば、松枝に関しては貯留施設がどうしても必要だということになりますので、笠松町の財政とにらみ合わせて、早目の計画をお願いしたいというふうに要望しておきます。

それから3番目の、いわゆる土木研究会だとか岐阜土木工業会、ここらに頼るところが大きいわけなんですけれども、3月のときに私一般質問をさせていただいて、下水道整備後の道路復旧をまだやっていないところもあるということなんですけれども、そういったところも含めて、笠松町では26年度で耐震工事が大方終わるのではないかなあと、庁舎の耐震工事もやっておりますので、あと建物関係、建築費用はあとはそんなに必要ないかなあとということを思うんですけれども、いわゆる土木費用が大分減らされてきていましたので、土木費用をふやしていただきたいというふうに思いますが、先ほど町長の答弁で、業者の育成というものがやっぱり町のほうにも責任があるということもおっしゃって見えまして、そういったものも予算をふやしていただきたいというふうに思いますが、再度町長の考えをもう一度お聞きしたいと思っております。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今御質問の中で言われたように、公共施設の建物に関する耐震化を初め、それは大方終わったとおっしゃいましたが、実は決してそうではなくて、計画的にはまだまだ手をつけてやらなければならない建物が、御承知のように町民体育館を初め公民館や、あるいは私どもが心配している給食センターや、いろいろまだございますから、それは財政計画を立てながらきちっとやっていきたいと思っております。

ただ、今言われたような土木の工事に関しても、これは先ほど申し上げたように、やはり町の総合的な財政の懸案を解決しながら、そういうことも含めて総合的に判断をしてやっていこうと。これは我々の責務だと思いますから、その辺のことはしっかり見詰めながら対応を進めていきたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 27年度予算が12月ごろからかかるんですか、それを楽しみにしておりますので、よろしく願いますということで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（安田敏雄君） 続いていきます。

4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

先ほどの伏屋さんの質問の中にもありましたんですけれども、この夏場の豪雨災害が各地で大変大きな被害をもたらしておりますが、当町におきましては、たまたま偶然というべきか、余り大きな被害はなかったようではありますが、伏屋さんの質問にもありますように十分な備えを今後のために備えていってほしいなあというふうに思っております。

それでは、今回は教育、発達障害についてということで、5項目ほどの質問をさせていただきます。

発達障害の件は、現在までに平成16年から17年、22年、23年と一般質問で繰り返し行ってきました。さらには、一般の議案審議の中でも行ってまいりました。特に平成23年に行った一般質問では、平成17年4月1日より施行された発達障害者支援法を受けての当町での対応を質問してきました。乳幼児健診での対応を初め、言語通級教室の開設に加え、年中児童への対応など、笠松町、二町教育委員会ともに御尽力をいただいていたことは十分承知しておりますが、状況は刻々と変化しております。国では障害者支援法に加え、いわゆる障害者総合支援法が平成24年6月27日法律第51号として成立しましたが、末端の現場での対応が追いついていないのが現状ではないでしょうか。しかし、現場が追いついていようがいまいが、子供たちの成長は待ってられません。以前に比べれば、やっとスタートラインに立ったところでしょうか。十分な支援を受けられずに日々を送っている子供たちが多くいるのも事実であります。

今回、私を含め3名の議員とともに発達障害のお子さんを持つ保護者の方の御意見を聞く機会をいただきました。そこでお聞きしたことは、日々の悩みと将来への不安でした。後日、町長とともに聞く機会もいただき、御理解いただけたと思っておりますが、いま一度定例会での質問をさせていただきます。

私も岐南町の東小の通級教室の先生、笠中の校長先生、地域振興公社の関係者の方々、スマイル笠松の先生など、現状や考え方をお聞きしてまいりました。

まずは、ことばの教室の現状についてお聞きしました。現在入室している児童数は男子24人、女子12人に加え、相談されている人数は男子13人、女子3人で合計52人です。これは年々ふえてきております。ふえていくこと自体は、月齢健診などで指導を受けて早期療育につながっていったと解釈すればよい方向だと考えることができます。この点では、さきの保護者の方からお聞きした「上の子のときには考えられないほどです」の言葉も真実かもしれません。問題は、この支援が就学後にどうつながっていくかということです。

そして、東小の通級教室、まなびの泉の状況です。現在通級しておられる児童は17人です。そのうち笠松の児童が8人。来年笠中に在籍予定になる生徒が3人です。現在でも中学校では

通級での対応が難しく、巡回指導を行っているとのこと。それに加え、中学では教科学習が中心になるので、療育に当てる時間は体育や美術の時間が中心で、人数がふえてくると対応ができなくなるとのことでありました。お話をお聞きしました皆さんは口をそろえたように、必要なことはわかっている、個人的には、自校だけでは対応ができないのが現状だというふうにおっしゃっておられました。もちろん、特別支援員にしても町の予算措置が必要になってくるわけですし、教員配置については県教委の決定事項であります。笠松町においてでも、町だけではどうにもならないこともたくさんあります。それらの現状を踏まえ、現場や保護者の方からもお聞きしたことをもとに、以下の質問をいたします。

来年度就学されるお子さんで、通級を御希望されておられる方は笠松町内の3小学校合わせて10名ほどになるとお聞きしました。東小のまなびの泉へも見学、相談に来られたとお聞きしました。ここへは岐南町内での通級を望まれる方も来られます。さらに笠松町内、特に松枝地区から東小まではおよそ10キロぐらいは距離があるでしょうか。授業を抜け出して通級教室を受けるために前後1時間ずつ、つまり2時間潰してしまうことが必至です。ただでさえおくれぎみな学習が一層心配になってきます。そのようなことを踏まえ、各小学校に通級教室の設置が最も望ましいのですが、まずは笠小に設置していただいた言語の通級教室に加え、情緒障害や学習障害への対応ができるようにしていただきたいと考えていますが、笠松町、教育委員会としてのお考えをお聞かせください。

次に、保育所での年中児童の観察から特別支援への対応を、保護者の方はとても心強く感じておられるようでした。しかし、小学校に上がるに当たっての対応に不安を持っておられます。特に発達障害の児童では、環境の変化への対応に問題を抱える場合が少なくありません。学校に上がるという大きな変化だけではなく、例えば教室のカーテンが揺れただけで落ちつきをなくす児童もおられるようです。笠小の言語通級教室でも、カーテンからブラインドなどへの変更要望をお聞きしたことがあります。さらには、児童にはお母さんの精神安定が欠かせないということも条件になると考えています。その安定がすぐにお子さんへ伝わってしまいますし、家庭内全体に影響を与えてしまうのは想像にかたくありません。

そこで、小学校に上がるときには保護者、保育所、幼稚園の関係者と学校関係者、できれば新任との懇談会を持つことはできないでしょうか。情報を共有することの重要性は、私が懇談した方々全ての方にお話ししていただきました。これは、学年が上がっていく過程で担任が変わる場合、さらには中学校へ入学していく場合も大きな環境の変化点と捉え、一堂に会した情報共有の場が必要だと確信を持って考えていますが、学校設置者としての笠松町と二町教育委員会としてのお考えをお聞かせください。

また、現在でも学校内では行われているかもしれませんが、要は保護者の安心感を醸成し、学校との信頼感を充実させ、安定した家庭生活を創出することを主眼に置いた情報共有の場を

提供するという考えで伺っております。このような場があれば、文書を個人情報だからと金庫にしまい込んで読んでいませんでしたという担任の言葉がなくなると考えております。

また、さきに述べましたように、現在、中学校には巡回指導という形をとらざるを得ないという現状をお聞きしました。実際にはどのような指導が行われているのでしょうか。

また、来年度には今年度の倍以上の人数になるということ。来年度小学校に入学する児童も6年たてば中学に進むのです。そのときになってからでは遅いのです。どのような特別支援をお考えか、笠松町としての考えと二町教育委員会としての考えをお聞かせください。

また、今回は8月17日曜日に町長さんにも会っていただきました。仮称ですが、発達障害児を考える親の会の皆さんも未就学児が通うことばの教室で知り合ったそうですが、お互いに声をかけ合うまでに2年以上の時間が必要だったそうです。同じ問題を抱えた者同士の交流は大きな力になると考えます。そうした方々のコミュニケーションのサポートをすることはできないでしょうか。例えば、二町教育委員会でいえば、スマイル笠松の活用です。ここで保護者の方へのサポートのお手伝いをしていただくことはできないでしょうか。発達障害が原因で不登校などに発展してしまう可能性も否定できないと考えています。

また、笠松町としてはあんしんかさまつメールの一斉配信だけではなく、メーリングリストを開設し、交流のサポートはできないでしょうか。LINE等ではセキュリティーでの心配もあります。これもお母さんの精神安定が家庭のお子さんの安定につながるという考えを基軸に据えて、笠松町、二町教育委員会としてのお考えをお聞かせください。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（安田敏雄君） 4番 川島功士議員の答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、川島議員さんからの質問で、まず発達障害の方への対応についての幾つかの御質問であります。

先日、発達障害のある子を持つ保護者の皆さんとの話を議員の皆さんと一緒に聞かせていただきましたが、このような障害のある子のためには、やはり適切な指導を早期かつ継続的に実施することが重要であると同時に、またこの障害に対してもっともっと周囲の皆さんの理解が必要ではないかということも感じました。そのことから、専門の教師を配置したいいわゆる通級教室がつくられることが望ましいと考えてはおりますが、全ての小学校に通級教室をつくるということは、諸事情からしてすぐできることは大変困難であると思われまますから、まずは笠松小学校内に発達障害の教育のための通級教室が整備されること、これが望ましいと考えておりますから、そのような方向で対応を進めてまいりたいと考えております。もちろん通級教室の設置が決まれば、早期に教室の改修等、私どもが受け入れ体制を万全にしていきたいと思っております。

その次に、小学校へ上がるときのいろんな問題点に対しての御指摘であります。特に、小学校入学時の保護者とかかわりについては、ことばの教室の役割というのは大きく、大変発達障害を含む障害児への相談窓口としての役割を果たしてきていると思います。現在ことばの教室では、保護者や、時にはOBが参加する月1回の親の会や、あるいは親子参加の行事やグループ指導の際に保護者の方の参加の機会を設けてはおりますが、今後さらにこの参加の機会を設けて、こうした関係者との懇談会にまでつなげるように配慮していく必要があるのではないかと思います。

そして、今度はまた中学校への入学時のときの対応に対しての御質問であります。小学校から中学校へ入学する場合も、障害児にとっては大変大きな環境の変化となることから、やはり情報共有の場を持つことが必要ではないかと思います。特にまた、保護者にとっても安心して中学校に入学できることが重要でありますし、学校側にしても事前に状況が把握できることで指導しやすくなるのではないかと思います。しかし、いろんな状況を見ていますと、クラスや担任が決定してから入学までの日数が非常に少ないこともあって、日程調整等で大変難しい面があるかと思いますが、発達障害の判定を受けていて、いわゆる普通教室に在籍することになっている児童・生徒に対して、全員がこの懇談を実施することがやっぱり望ましいと考えております。

その次に、中学校における発達障害生徒の指導方法についての御質問であります。中学校では、現在御指摘のとおり、岐南町の東小学校の通級指導教室の担当教諭が中学校を訪問して巡回指導を行っていただいておりますが、このことの詳細についてはまた教育長さんから答えをしていただきたいと思います。

また、町としては、本年度5人の非常勤講師を配置しながら、学習面やあるいは生活面で配慮を必要とする生徒の方に対して、普通教室において学習支援をしておりますが、町の非常勤講師の方々は、いわゆる発達障害の判定を受け、普通教室に在籍している生徒さんだけのために配置されているわけではない部分もありますので、非常勤講師の先生方も特に目を配っていただきながら、精いっぱいに対応をしていただいていると聞いてはおります。

その次に、中学校の特別支援の内容についてであります。発達障害の方の就学前から中学校卒業までの一貫した支援が重要であるとは考えております。特に中学校における特別支援としては、現在の中学校の状況をやはり多くの方に理解をしていただいて、県の教育委員会には特別支援教育充実のために配置される教職員の増加を切に望んで、進めていきたいと思っております。また、小学校と同様の特別支援のアシスタントを配置することや、あるいは地域住民による学校支援ボランティアの活用についても、これは学校当局とも相談しながら進めていかなければならないと考えております。

その次に、相談窓口と保護者保護についての中での御質問であります。ことばの教室に通

われる保護者の方々のつながりが深まって交流が生まれていることは大変いいことであり、大事なことであると思います。先ほども申し上げましたが、ことばの教室の親の会の広がりや、あるいは交流を深めてお互いに声をかけ合う顔の見える関係づくりというのは大事ではないかと思えます。

現在のところ、町のシステムで一方通行の情報伝達にとどまっており、メーリングリスト等につきましてはまだまだいろいろ研究の必要があると思いますので、今すぐ実施の考えまでには至っておりませんが、まずはやはり親の会や交流会等の推進支援をして、保護者の方のコミュニケーションを側面的に町も支援していきたいと考えております。

○議長（安田敏雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 発達障害への対応についての1番目の御質問、笠松町内にある言語通級指導教室に加えて、情緒障害、LDへの増強についてでございます。

現在、羽島郡では平成25年度から東小学校にLD、ADHDなどの児童・生徒を対象とした通級指導教室の開設をしております。平成26年度に通級指導を受けている笠松町内の児童・生徒で、27年度、来年も継続して通級指導を受ける希望を持っている児童・生徒数、それから平成27年度、新就学予定者のうち就学相談等で通級を希望されている児童数、これを合計しますともう既に13名ほどになります。まだ継続して懇談をしている児童もあります。したがって、平成27年度から笠松町にもLDやADHD等を対象とした通級指導教室を新設することを、申請を今準備しているところでございます。

2番目の小学校入学時の対応についてお答えをいたします。

教育委員会では、年3回の教育支援委員会、8回の教育支援専門委員会を学校医、特別支援学校から招いたコーディネーター、それから教育事務所の特別支援担当、スクールカウンセラー、それに加えて幼稚園長、保育園長さんにも加わっていただき、開催をしております。委員会では一人一人の就学について具体的に協議をし、夏季休業中に参観する機会もつくり、保護者との個別の懇談会も経て、一人一人に合った就学及び支援のあり方を検討しております。その中で、特別支援学級に在籍する、学級で配慮をしながら指導をしていく、それから通常の学級に在籍しながら通級指導を受けるなど、保護者の承諾も得て就学方法を決定しております。笠松町では、町単独で非常勤職員の配置をしていただいております。非常勤職員や特別支援アシスタントも児童のニーズであれば町と相談して配置をお願いしているところでございます。新しい担任との相談結果の引き継ぎについては、十分に行っているところではありますけれども、4月1日に学級担任が決まってから始業式までに、学級担任や通級指導担当教員と保護者、幼稚園教諭や保育士が交流して保護者との合意形成を図って、安心して子供さんを通わせられるような機会を設けることについては、今後その時期も含めて検討を加えていきたいというふうに思っております。



中学校入学時の対応についても同様でございます。小学校6年間の就学の様子も十分参考に  
して対応をしております。個別の指導計画というのできておりますので、それを加えて保護  
者の御意見も含めて、その指導計画をもとに、かかわる教員が共通理解を図って指導して  
おります。関係者が一堂に会して合意形成を図る小学校と同様の機会については、その時期も含  
めて検討してまいりたいというふうに考えております。

4番目の中学校での発達障害への対応の現状と今後の対応についてでございます。

中学校では小学校と同様に、学校及び郡の教育支援委員会、専門委員会を経て、中学校に在  
籍している生徒も含めて就学のあり方について協議をしております。中学校に在籍している生  
徒についても、毎年きちんと支援委員会で一人一人のケースに合わせて検討しているとい  
うことでございます。

現在、自閉、情緒障害などを対象とした特別支援学級を1クラス開設しております。また、  
月に2回ほどですが、岐南町立東小学校の通級指導担当教員が時間をつくり出して中学校に出  
向いて通級指導を進めております。笠松小学校にLD、ADHDを対象とした学級がもし認め  
られるようなことになれば、笠松小学校の通級指導教室で指導を受けることができ、距離的に  
非常に親さんの負担が軽減されるというふうに思っています。

また、今後、通級指導を希望する中学生がふえた場合には、中学校にも通級指導教室の設置  
を要望してまいりたいと考えております。現在、県下では中学校の通級指導教室はわずか2校  
でございます。

5の発達障害児の相談窓口と保護者保護についてでございますが、例年6月、10月の町の広  
報紙に、新学期を迎えるに当たって、就学期を迎えるに当たって、就学に関する教育相談会、  
こういったタイトルで御案内をしているところでございます。保護者の中には、お子様の就学  
に不安、心配事やお悩みをお持ちの方もございます。そこには、子供たちの持っている可能性  
を十分伸ばすための場、お子さんへの教育や支援方法について一緒に考えていきましょう、気  
楽に相談くださいと丁寧な御案内をしているところでございます。

就学時には、教育指導委員会、専門委員会がそのニーズに合った就学について保護者に助言  
をしておりますけれども、教育委員会の就学担当職員は、就学相談の窓口をいつも開いている  
ことを相談会の場で常に保護者に伝えております。御希望があるときには、休日にもその対応  
をしているところでございます。県立の発達支援センターのぞみで専門の医師等に相談される  
こともお勧めしております。

今後、子供や子育て家庭の状況に応じて、一人一人の子供のニーズに応じた継続的な支援に  
ついては一層の充実策を検討してまいります。就学後についても保護者の御要望に沿えるよう、  
学級担任、通級指導の担当教諭、特別支援コーディネーターを含めた保護者との懇談会を計画  
し、一層保護者のニーズに合った教育を進めてまいりたいと考えております。以上ございま

す。

○議長（安田敏雄君） 4番 川島功士議員の1回目の質問の答弁をいただきましたので、一般質問の途中ですが、11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時25分

○議長（安田敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。大変前向きな御答弁を町長のほうも教育長のほうもいただいたというふうに思っております。

来年度のLD、ADHD、情緒障害の通級教室の開設に向けて御尽力いただいているというふうに理解させていただきましたが、まず第1点、決定事項は最終的には県教委が教員を配置するかどうかなんですけれども、それができなかった場合はどういうふうにするおつもりでしょうか。教育長にお伺いします。

○議長（安田敏雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 実は平成26年度、県下に通級指導教室は1教室も認められなくて、随分たまった状況になっております。本年度、市町村によっては1つの教室に通う児童数が20人を超えているというような通級指導教室もあるという話を聞いておまして、笠松町の現状、それから保護者の御負担、それから中学校に在籍する子供たちの通級、これにも対応しなきゃならないということを十分踏まえて、一生懸命認可のお願いをして、とにかくまいりたいというふうに思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

お願いするしかとりあえずきょうはないなあというふうに思うんですが、以前、言語通級のときでも大変御尽力いただいたので、きっと今回も何とかしていただけるのではないかなというふうに非常に期待を持って待っておりますので、よろしくをお願いします。

一生懸命努力をいただいていますし、町のほうは教室の整備についてしっかりと校舎をつくっていただいておりますので、今後も十分、先ほど言ったカーテンではなしにブラインドみたいなものにしてもらったり、十分対応していってもらえるものというふうに、この間一緒に保護者の方の御意見も直接伺いましたし、要望書もいただきましたので、町長は十分わかっていると思っておりますので、よろしくをお願いします。

そういうところまでいって、余り再質問はあれなんですけれども、でもいろいろ今まで長い

こと問題を追求してきましたので、いろんな方との知り合いもありまして、実は通級教室に通わせている親の方から御意見をいただきました。ちょっと読ませていただきますね。

低学年で2こま続けて指導を受けるのは大変です。子供の集中力が2こま分続きません。週2回2こまなんですけれども、それを2こま続けていくのは大変だと。しかし、2こま別々に分けると別々の日に行かなければならないので、親もついていかなければならないので、その分例えばパートであったり仕事であったりというものへの対応も大変な上に、前後の時間が潰れるということでその分余計授業におくれてしまう。だけど、2こま続けざるを得ない。2こまを週2回に分けたほうが実は定着率はいいそうです。もちろん個人の、その子の能力とか資質にもよるんですけれども、その辺のところはやっぱ先ほど言ったように、本来なら自校にあることによって、そういうことというのは非常に子供にとってはいい方向になるんじゃないかな。まずは笠小というのは、とりあえず言語通級教室をつくっていただいて、まずあそこを強化して中学生も受け入れてという段階を踏んでいくので、まずはそれでいいと思いますが、最終的にこういうことも保護者の方は悩まれているということをお話させていただきたいというのが1つですね。

中学校への問題についてもこの方からお聞きしたんですけれども、週1回の通級で何か大きな成果があったのか、成長したことで改善したのか効果が実感できない。親としてはですよ。それが今、月1回ぐらいの巡回指導なので、中学になって月1回の巡回指導だと、その先生の顔を見て、いろいろ普通教室の中でたまったストレスを先生に対して発散することが月1回できるぐらいかなあというような考え方をしておられましたね。いずれにしても、小学校で受けてきた通級の指導を中学校になっても、先ほど町長の答弁にもあったんですけれども、継続的に続けてほしいという、途中で切ってしまったんではそれまで何をしてきたかわからないということですね。せっかくプレパマクラブ、健診とかでお話をさせていただいて、月齢健診でピックアップをしていただいて、それから年中さんのときにピックアップをしていただいて、特別療育のプログラムをつくっていただいて、先ほども言いましたけれども、上のお兄ちゃんが高校生ぐらいになっておられるそうなんですけれども、その子のときにはとても考えられないような、今は手厚いことをしていただいているので、ありがたいというお言葉もあったと思うんですけれども、それだけピックアップやら指導をしてきたおかげで、ある意味理解も進んで、そういうことを対応しなければならぬお子さんもふえてきたということなので、それはある意味そのお子さんの将来を考えるととてもいいことだというふうに思うんですね、自立できる機会がふえていくわけですから。

先ほどの教育長の話の中にも教育指導委員会が何回あって、何かが8回あってとかいう話があったんですけれども、結局この方が言うには、中学校の生活がどうなるかがわからない。特別支援のクラスに行くのかどうするのか、最終的な決定は親かもしれないですけど、それまで

の相談や経緯はどうしたらいいのかというのが実は全く受けていないと。どこへ相談に行ったらいいのかわからないとおっしゃっているんですね。この点で、このことについて教育長はどのようにお考えですか。

○議長（安田敏雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 現在、現実としてそういうお悩みを持っていらっしゃる方があれば、私どもの対応がまだ欠けているのではないかというふうに認識します。全く中学校へ行ってからのことを不安で、何の相談も受けていないということでございますけれども、戻りましたらすぐ、まず現在通級指導を受けている通級指導教員担当、それから中学校の特別支援コーディネーター、それから私どもの教育委員会の担当職員で打ち合わせをいたしまして、保護者様の御意向に沿った懇談をできるだけ早い時期に調整しようというふうに思っております。

ただ、先ほどお話ししました専門委員会というのは年間8回ですけれども、約6回ほどは参観をもとにしたケース検討会議、それから幼稚園、それから保育所の園長さん方に入っていたケース検討会議、中学生になる子供たちについては小学校の担当教員も含めたケース検討会議というのをやっております、個別の指導計画に基づいて継続しておりますので、御相談を申し上げるときには何らか保護者のニーズに合ったいい判断ができるのではないかというふうに考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

それに準じたことなんですけれども、先ほど教育委員会の就学の相談が6月、10月の町報で丁寧に御案内をしていますという話があったんですけれども、それは例えば町の広報に載せること自体は別にそれでいいんですけれども、なぜ各児童・生徒に配付しないんですかね、プリントを。それはコストの問題でしょうか。広報だけでは見ない親さんも多いのではないかなあと。多分高齢者の方はよく見られているんですけれども、なかなか見られていない方も結構おられるのではないかなあと思うんですけれども、自分の息子や娘が持って帰ってきてどうかという話になったときには、より一層見てもらえるのではないかなあと思うんですが、その点について教育長どうですか。

○議長（安田敏雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 基本的には、6月並びに10月の広報の内容というのは、全ての方々を対象としておりますけれども、とりわけ新たに就学する保護者の方々に御案内の機会がありませんから、それを主にしております。就学中の児童・生徒につきましては、学校での教育支援委員会というのが行われ、そして郡の就学指導委員会、専門委員会と重ねて行われておりますので、その中で新たに保護者と相談しなければならぬと、就学についてそういう事態があ

れば、在籍している学校のほうから御案内があるというふうに思っておりますが、新たに保護者のニーズとして懇談が必要とあれば、いつでも学校に申し出てくだされば、学校でその対応をするように改めて各学校に連絡をいたします。

[4番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

いろいろ全部つながってくるわけなんですけれども、言葉は悪いですけども、保護者の中には、お子さんがその学校に通っていると、申しわけない、教育長怒らないでくださいね、子供を人質にとられているというふうな思いをお持ちの保護者の方もお見えになるのは事実なんですよ。なかなか実際担任のところには相談しづらい、学校へ直接言いに行くのは言いづらいという意見が非常に多くあるのも事実です。なので、私はPTAの役員をやりますといったお母さんがおったのも覚えております。それはそれぞれの考え方なんですけど、一步離れたところで学校ではないところで安心して相談できる窓口という考え方というのはひとつ考えていただけないか。それはスマイルであったり、教育委員会の特別などなたかであったりでもいいんですけども、そういうことというのはいかがでしょうか。

○議長（安田敏雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 今、私どもが一生懸命考えておりますのは学校を開くことでございます。ぜひ、学校にたくさん保護者の方が来ていただいたり、地域の方々に来ていただいたりして、子供の支援をしていただき、子供に近づいていただくことがこれから先に十分整えられるとするならば、そういう御心配はないかと思えます。少なくとも人質にとっているなんていうような言葉は、私は今まで自分の口から発したことはありません。

それから、不登校がもしかしたら心配されるということであれば、スマイル笠松が準備しておりますので、いつでも御相談に来ていただいて結構でございますし、それから学校に言いづらいという状況であれば、別の相談施設に御相談いただいて結構ですし、私どもの教育委員会の不登校や就学担当に相談していただいても結構でございます。本年度もありましたが、保護者の御意向で、土曜日の閉庁時に教育委員会へ来ていただいて個別に御相談に乗っている、そういう保護者もございます。よろしく申し上げます。

[4番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

全く教育長を初め、うちの町の担当部署も、町長初め一生懸命やっただいておるといのは十分承知した上の質問だということで、ちょっと聞いていただきたいと思っておりますけれども、先ほども質問の中で言いましたけれども、実は子供がこうなんですというのを進級して学年が

上がった担任に言ったときに、話は聞いておりますが、個人情報なので詳しい内容は読まずに職員室の金庫の中へ鍵をかけてしまっておりますと、こういうお話を聞いたことがあります。

もう1つ、例えば僕、この問題のために東小の通級の担当の先生のところへお話を伺いに行っていました。帰りに顔見知りの東小の先生にお会いして、珍しいね川島さんということ、ああ、こんにちとは。何しに来たのと言うもので、実はこれこれこれこういうふうにより一般質問をするもので、通級の先生にお話を伺いに来ましたとお話しさせていただいたんですね。個人的なスキルの違いとか認識の違いがあるというのは、もうこれは個人個人なので、避けることはできないと思うんですが、一人一人のスキルの差を埋めるのは組織だと思うんですね。笠松町なら笠松町であったり、教育委員会であったり、東小なら東小学校自体であったりということ、例えば私どもも自動車部品をつくっておりますが、100万個なり200万個つくって1個だけ不良が出たというときにでも大変な問題を発生いたします。たまたまそのときの検査員が風邪を引いていましたというのでは通らないんですね。風邪を引いておったときには、組織としてそれをどう制御するんだというふうに聞かれます。そのように、教育委員会の組織として、個人個人のスキルの差を、認知の差をどのように埋めていかれるのか。安心してお子さんを学校に通わせることのできる安心感というのは、そういうところにつながってくるのではないかなというふうに思っておるんですけれども、その辺について教育長の認識をお伺いいたします。

○議長（安田敏雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 例えば、東小学校の情緒の学級にして、今17名の児童が通級指導を受けています。17名の児童のうちの大半が、週時数でいいますと2時間です。そうしますと、1年生や2年生で学級担任をしている教員よりも時数としては多く持っておりますし、時間を隔てて違った学年の違った症状を持った子供たちが来て、その安心した学校生活を送れるための助言や援助をしております。

それから、教員の認知の差をどうするかという問題についてですが、御案内しましたように、2学期制というのはそれを何とか解消しようとしているものでございます。例えば、夏休み前の個別懇談に、子供の口から自分でそれまでの生活を振り返れるようにするためには、それまでの期間、教員が子供にしっかりついて、その子供のよさというものを子供にきちんと伝え、そして自分のキャリアとするということを大事にしなければならないことでございます。それが、少々時間がかかるかもしれませんが、丁寧に、今言われたように教員によってスキルの差が違ったり、それから認知の差が違ったりするということを解消していきたいと、そんなことで努力していきたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

立派な箱をつくっていただいて、整備していただいて、先生を配置していただいて、システムをつくっていただいても、結局そこにちゃんとした血が通っていなければ、メニューをつくりましたよで終わってしまいます。確かにやっているんだけど、目的は、その子がちゃんと大人になったときに自立した一人の人間として成長していくために行っていることであって、やるがためにやっているのとはわけが違うと思っています。一生懸命やっただいていただくことは十分承知の上で、さらなるお願いですけれども、今後とも発達障害のお子さんたちも自立できるように、ぜひとも支援を賜りますように、町長、教育長ともをお願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（安田敏雄君） 続いていきます。

2番 古田聖人議員。

○2番（古田聖人君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして質問させていただきたいと思います。ちょっとごめんなさい、若干風邪がみで声が荒れておりますが、お聞き苦しい点、多々あると思いますが、御承知願いたいと思います。

今回は、松枝みなみ会館の管理運営と、笠松町におけます個人情報の取り扱いについてを中心に質問させていただきたいと思います。

旧岐阜地方法務局羽島出張所が松枝みなみ会館として生まれ変わってから5年が過ぎました。現在は、地域の集会場としてだけではなく、簡易郵便局や災害時の避難所としての役割も担っております。

同会館は、オープンから住民協働による管理運営を行うなど、新しい取り組みにも挑戦してまいりました。具体的には、近くの町民の方に鍵の管理や利用希望者の受け付けを委託するなど、実質的な管理者になっていただいている。また、同会館を拠点に活動しているボランティアグループに清掃もお願いしている。従来のように行政や町内会が主体ではなく、広い意味での町民主体で管理運営されている珍しいケースだと認識しております。

しかしながら、一部の町民の方々の好意に頼る方法も見直しの時期に来ているようにも思えます。特に鍵の管理や利用者の受け付けに関しては、いつまでも同じ方をお願いするわけにもいきません。いずれ近いうちに次の管理者をどうするのかという後継問題も俎上に上ってくるでしょう。

さらに避難所という面からは、緊急時の対応などのガイドラインやマニュアルの作成も求められてくると思います。

また、現在使用料は無料ですが、他の施設との公平性を考えると、将来的には見直しも検討せざるを得なくなるのではないのでしょうか。実際に町民の方からは、光熱費や修繕費ぐらいは受益者負担で捻出すべき、有料化するなら町内利用者と町外利用者の方に差をつけたらどうか

というさまざまな意見があります。

そこで、町長に単刀直入にお尋ねしたいと思います。これからの松枝みなみ会館の管理運営はどのような方法で望まれるつもりなのでしょうか。また、使用料はどうされるつもりなのでしょうか。もし有料化にされるなら、使用目的や利用者によつての減免処置などを考えておられるのでしょうか。よろしくをお願いします。

次に、笠松町の個人情報の取り扱いについて、幾つかお聞きしたいと思います。

ことし7月にベネッセコーポレーションで発覚した大規模な個人情報漏えいは、社会に大きな衝撃を与えたと同時に、いかに国民の多くが個人情報に関して敏感になっているかを如実に示すきっかけとなりました。こうした中、以前から私自身がいぶかしく感じていることがあるので、それを最初にお話ししたいと思います。

笠松中学校のPTA役員選出の方法についてであります。毎年5月ぐらいになりますと、保護者を対象に、子供を通して役員選出の投票用紙が配られます。用紙には生徒の名前の欄の横に父親と母親の名前が明記してあります。そこから役員にふさわしい人を選んでもらうというやり方です。問題は、この用紙には住所や連絡先などは表記されていないものの、その気になれば親の名前などから住所を探り出すのは不可能ではないということ。また、一目でどの生徒がひとり親世帯であるかがわかってしまうという点であります。このことは、個人のプライバシーの露出という点だけではなく、防犯上においても多くの問題を抱えております。

性犯罪、とりわけ13歳未満の子供が被害に遭った中には、自宅で犯人に襲われたというケースが少なくありません。最近では子供だけが家で留守番していることもふえています。特にひとり親世帯はその確率が高くなるでしょう。学校から配付される情報が犯罪に使われるおそれがあるという話は、決して荒唐無稽ではないような気がします。

もっとも、現行の選考方法が非常に公平かつ有効であるというなら、喫緊の見直しも必要ではないかもしれません。しかし、実際には疑問符がつくような状況です。というのも、表記されている情報だけでは、誰が役員にふさわしいのか判断する客観的な情報がほとんどありません。実際に周りに聞きますと、適当に選んでいるという声もよく耳にします。さらにPTAの関係者によりますと、問題行動を起こす子供の親が意図的に選ばれるケースもあったと聞きました。中途半端な個人情報保護は中途半端な選考に結びついている、あるいは報復手段的に用いられていると言っても過言ではありません。

そこで、教育長にお尋ねしたいと思います。現在、羽島郡内にある小・中学校で、笠松中のように名簿に基づいての投票でPTA役員を選出している学校はあるのか。投票以外にはどのような方法が用いられているのか。もしこうした名簿が原因で何らかの事件やトラブルが発生した場合、その責任はどこにかかってくるのか。また、今後学校やPTAなどと相談しながら笠松中での選考方法を見直す考えはあるのか、その点をお聞きしたいと思います。



次に、住民基本台帳の閲覧についての現状をお尋ねします。

かつては、業者がダイレクトメールを出す際には、市町村庁舎に出向き、住民基本台帳を閲覧し、必要な個人情報を書き写して利用していたことが多く見られました。その後、法律が改正され、公用以外においては統計調査、世論調査、学術研究などのうち、公益性が高いと認められるものに限定されました。現在では、いわゆる営業目的の閲覧や写しは禁止されています。

しかしながら、いまだに学習塾からは受験を控えた子供のいる家庭へ、あるいは成人式を迎える子女に呉服店などからダイレクトメールが送られているケースが頻発しています。本当に役所では個人情報を守られているのか、不安の念は払拭し切れない人が多くいます。現に岐阜県では、ことし2月、事務処理を怠ったことから、DV被害から逃れるために引っ越した母子の住所が夫に漏れていたことがわかりました。新たに引っ越した先の自治体で、県に対し夫の児童手当受給資格の消滅申請をしたが、以前住んでいた自治体が新住所を記載した書類を夫に送付していたためだからだそうです。似たような事案はほかの自治体でも発生しており、住民の不信感はさらに広がりつつあると思います。

そこでお尋ねしたいと思います。

笠松町では、過去5年間に住民基本台帳閲覧の申請は何件ぐらいあり、主な理由は何だったのか。その閲覧申請理由が虚偽でないかを見分けるためにどのような方法をとられているのか。もし、虚偽や不正行為があった場合には罰則規定があるのか。また、岐阜県で起きたような事務処理ミスを防ぐために笠松町ではどのような取り組みをしているのか。また、これに関連しまして、笠松町におきましてDVやストーカー被害者などからの申し出による閲覧交付制限の事例はあるのでしょうか。

以上の点をお尋ねして、1回目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安田敏雄君） 1回目の一般質問の答弁の時間ですが、午後1時半まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時30分

○議長（安田敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

2番 古田聖人議員の答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、古田議員さんからの質問の中で、まず松枝みなみ会館の管理運営についての御質問でありましたが、この松枝みなみ会館の管理運営方法は、利用が開始された平成22年度から現在まではその方法は変わっていませんが、御質問の後継問題も含めて、今後運営の方向性を示していく必要もあるのではないかとはいいますが、この松枝みなみ会館

は、松枝地域の活性化、ひいては町全体の活性化のために設置された施設であります。使い勝手がいいように、また自主運営をしていただく施設として発足をして、当初この町内会、あるいは団体の皆さんが集まっていたいて、その運営について協議をされて、いわゆるボランティアによって管理運営をするということになって、ずっと経過してきたわけですが、開館以来5年がたっていることでもありますから、しかもその開館当時の町内会長さんの半数以上がもう交代をされているという、いろんな状況も変化しておりますので、再度当初の設置目的というのを、今申し上げたような設置目的を認識していただくための説明をしているところでありますが、そういうような中で、これからこの運営方法についても御協議をいただくようにしたいと思っております。

また、今後の使用料の取り扱い等のお話であります。現状の管理運営方法であれば、使用料は現行どおり無料となるものと考えておりますが、この自主事業等を行うための財源が必要ということになれば、これは使用料を徴収する方法も1つの選択肢でもありますが、この件については、今申し上げた原則の中で、使用者、そしてまた管理をしていただいている方々との協議が必要であると考えております。

その次に、2つ目の住民基本台帳の閲覧についての御質問であります。この住民基本台帳の中で、1番目に住民基本台帳の閲覧については、平成18年1月1日の住民基本台帳法の改正に伴って原則非公開とされたわけですが、個人または法人が閲覧できる場合は、議員が御指摘のとおり統計調査や、あるいは世論調査や学術研究、そしてまた公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動などの公益性の高いものに限られて認められておりますが、1点目の御質問の過去5年間の閲覧の申請件数についてであります。平成21年度は9件、22年度が10件、そして23年度は8件、24年度、25年度も8件であります。主なこの閲覧の理由につきましても、さきに申し上げましたように統計調査、あるいは世論調査などが大半で、次いで町内会長さんや老人クラブの会長さんなどが、消防団の関係や、あるいは老人クラブの会員の皆さんの関係を把握するための調査でありました。

2点目のこの閲覧申請理由が虚偽かどうかの判断についてであります。本人確認と申請段階での書類審査であります。これは法人の場合は大抵事前に文書による依頼通知があつて、その段階から内容を審査いたします。町内会長さんや、あるいは老人クラブの会長の皆さんの場合は、お顔のわかる方々が大半でありますから、本人確認ができて、あとは書類の審査になってまいります。また、閲覧に際しては、閲覧者にプライバシーの侵害や、あるいは目的外使用の禁止事項についての閲覧誓約書を記入していただくことになっております。

3点目の虚偽や、あるいは不正行為があつた場合の罰則規定についての御質問であります。これは住民基本台帳法の第42条以降に罰則規定があり、例えば、偽りやその他不正の手段によって閲覧した場合は30万円以下の過料に処せられることとなっております。

4点目の事務処理ミスを防ぐための町の取り組みについてであります。この支援措置の申し出があった場合には、住民課において該当者の住民基本台帳や戸籍にいわゆるDV等申請者の旨を入力記録し、各担当課が検索画面で確認できるようシステム化するとともに、関係課と申し出者に関する情報を共有しております。

5点目のDVや、あるいはストーカー被害者からの申し出による閲覧制限事例については、支援措置の申し出が数件あって、閲覧申請等が却下となった事例はございます。

○議長（安田敏雄君） 官脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 2番目の笠松町における個人情報の取り扱いについての1項目め、笠松中学校PTA役員選挙の投票用紙に父母の名前が明記されているが、問題はないのかと、こういう御質問でございます。

同じ学級になった保護者がお互いに知り合うということは大切だと、生徒と保護者の名簿をもって役員の投票が行われてきました。これはPTAの会則に基づいた選出方法でございます。本年度も年度初めに新入学生徒の保護者にも会則を配付し、理解していただいた後に名簿に丸を打つ方法で投票が行われました。学級選出の委員の選出についてという御案内が出ていますが、この中には投票用紙の書式まで記載され、保護者の理解を得た上で投票していただくようになっております。郡内の多くの学校はこの方法をとっております。本来は、同じ学級で1年間生活することになった生徒の保護者が集まっていたいて、協力してPTAとしての役割を果たそうと共通理解され、立候補を優先して決定する方法が適切だと思います。しかし、家庭の事情で出席される方が少なかったり、名簿の番号の最初の方に決まってしまうなど、選出に大変苦労があるということでございます。

名簿の投票記入欄に印を打っていただき回収しますが、コピーをしたり保護者名が埋まっていない御家庭を特定して犯罪に及ぶことがあるなどとは考えておりません。選出の案内には、「本年度も有意義なPTA活動となりますよう、皆様方の御協力をお願い申し上げます」、こういつて結ばれてございます。27年度役員選挙に当たっては、もう既に選出方法を改める方向で検討が進んでおるところでございます。

○2番（古田聖人君） もう少しあったんですけど、問題が発生した場合の責任の所在というのは、どこになるかということ。

○議長（安田敏雄君） 教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 今、お答えさせていただきましたが、保護者名が埋まっていない御家庭を特定して住所を確認し、そしてそれをもとに犯罪に及ぶと、こういったことはあるはずがないというふうに思っています。その漏れた場合の責任の所在ということについては考えていないところでございます。

[2番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 2番 古田聖人議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

最初に松枝みなみ会館の基本的なことをお尋ねしたいと思いますが、昨年度の利用状況、これは町内利用者、町外利用者、割合的にどのぐらいだったか教えていただきたいんですが。

○議長（安田敏雄君） 大橋総務部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） 松枝みなみ会館の昨年度の利用状況でございまして、件数で申しますと、25年度は91件の使用がございました。その中で、使用する条件としましては、町内居住者または町内会長が使用を認めた者となっておりますので、町外者のみで構成する団体の使用はないものと思っております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

みなみ会館につきましては、今町長さんのほうから御答弁いただきましたように、またこれから町内会長の皆さん、あるいは関係団体が集まって、もう一度初心に戻って検討会を開いていただく、それは本当に結構なことでございます。

私が今回こうやって質問させていただいたのは、やっぱり5年という時間が過ぎて、最初のそういうような理念というか、その方向性がちょっとかすんでいるのではないかと。ここで改めてもう一度、せっきやく住民協働ということで会館をみんなでやっていこうという、本当に有意義な協働の精神のあらわれという象徴的な、せっきやくやったからにはもう一度初心に戻っていただく。ただ、今利用者数を聞いたんですが、この九十何件というのが比較対象がないので、果たして多いのか少ないのか、ちょっと判断しかねるところなんですが、ただ一部の地元の方によると、どうしても松枝みなみ会館、「松枝」と名前はついているんだけど、どちらかというと北及とか門間の方が中心で、田代とか長池の人たちは余り関係ないよと。特に町内会の役員の方からもそういう声が上がっているということを目にしました。

せっきやくつくった集会所でもあり、そして災害時には避難所としても活用されるという意味で、いま一度もっと幅広い地域の方々やさまざまな団体の方々に利用をしていただけるように、町のほうからいろんな工夫を回してもらったり、あるいは関係者間の調整を回って、さらに大きな利用の呼びかけを願いたいところなんですが、そのあたりの町長の御見解をもう一度お示しいただきたいと思います。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 5年前法務局から譲り受けるときに、中心が松枝地域の町内会の皆さん、会長さんが集まった中で、地域の活性化や、やはり自分たちの施設として使っていこうということで協議をいただいて進めたわけではありますが、先ほども申し上げたように、確かにそれか

ら5年たって、半分以上の町内会長さんがかわれた中で、やっぱり考えやいろんな思いが違っている部分があったかもしれませんので、先方も言ったように、もう一回きちっとその辺のことを御説明して、やはり皆さんの使い勝手がいいようにやらないと意味がありませんから、そういうことをやっぱり徹底していきたいと思います。

そしてまた、地域的に南部に偏っているような印象があるようではありますが、これはそれぞれの皆さんの使い勝手や御理解による判断にもよると思いますので、そういうことも含めて、中心はやっぱり松枝地域だと思いますから、松枝地域全体に対してそういう旨のことをお諮りしながら、御利用を進めていかなければ、せっかくの施設がもったいないと思いますから、皆さんももっとそういう努力をしていただきながら、一緒になって盛り上げていくことを進められるように、よく話し合いをしていきたいと思っています。

[2番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） では、みなみ会館のほうはその方向性で、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、個人情報に関するお話、議論で、最初にPTAの役員名簿について、もう少しお伺ひしたいと思います。

教育長も御承知のように、昨今の時勢は個人情報に関しては過敏とも言えるほどナーバスになっております。特に、子供を預かる教育現場においてはそれが顕著でございます。それが、個人的には非常に私自身は複雑な思いを抱いているんですが、今の教育長の答弁の中で、学校から漏れる資料が犯罪に悪用されることはまずないと、そういうふうに言われるんですが、その根拠というのが、ちょっと私はいま一つわからないんですが、それは善意を信じてのことなんでしょうか。

と申しますのは、実際、今回PTAの名簿は保護者のフルネームがわかってしまうわけですよ。それを電話帳などで見れば笠松町内、例えば私自身も電話帳に名前を載せてあります。そこで見れば、この子はどこのうちの子だなということはすぐにわかることになります。これは誰が見ても。これが悪用される、悪用されないかというのは、実際その手にした人間の意思によるものだと思うんですが、それがなぜそういう悪用される心配がない。だからそういった責任はとることもないと、そういうことになるのか、もう少しわかりやすく説明していただけないでしょうか。

○議長（安田敏雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 今、議員が信頼の問題というふうにおっしゃいましたけれど、まさにそのとおりで、子供を中学校に通わせる保護者がPTA相互に信頼関係の中で学級に通うお子さんの養育にともにかかわってくださるということが、これは私どもがその信頼、期待なくし

ては学校は動きません。

それから、外部に情報が漏れるということに想定をしますと、保護者名が配られて投票用紙として使われる名簿を誰かがコピーされ、そしてそのコピーに基づいて住所や家族関係が特定され、そしてそこを狙って犯罪に及ぶと、こういうことがない限り、簡単に言えばPTAの会員の方から情報が漏れない限り、丸を打って学校へ封筒に入れて無記名でもう1回届けるという作業が丁寧に行われておれば、こんな名簿が漏れるというようなことはあり得ないということをもって発言をさせていただきました。

〔2番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 古田聖人議員。

○2番（古田聖人君） そのあたりは、どういうふうに判断されるかは個々によりますので、これは議論を深めたところで堂々めぐりになると思いますが、ただ、いろんなことが起きるということで、私自身考えるのは個人情報保護法というのはできたんだと思います。やはり、今世の中は、残念な話なんですけど、全ての人が信頼に足り得るものではないと。そういった意味で、これだけ今厳しく個人情報に対しては管理をしっかりしろと、そういう流れになっていると思うんですが、ただ、今教育長さんのお話の中で、来年度以降はちょっとやり方を見直すということなんですけど、これはどうやってやり方を見直すか、その辺についてはPTAと学校のほうで相談していただければ結構なんですけど、ただ、私今回この問題を取り上げさせていただいたのは、最近の学校では、学級の名簿というのは、教育長さん、配付されていないんですよ。その一方で、生徒と保護者の氏名を厳正な管理のもととはいえどもやっぱり出していると。そのあたりが矛盾というか、非常にアンバランスな印象があるんですが、そのあたり、教育長さん、率直にどう思われますか。

○議長（安田敏雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） まず、今回、現実PTAの会員の方々から、保護者名が埋まっていない御家庭から御苦情があったことは承知しておりますし、PTAの会長が丁寧に回答させていただいて、御了解をいただいていると思っておりますが、学校で検討されるだけではなくて、教育委員会としても、今御質問にあった願いのとおり、この保護者名をもって、つまり学級名簿をもって投票する方法については、改めて検討をしていきたいと思っております。

ただ、実際に学校に集まっておいて、互選をして、同じ学級にお世話になる、友達として1年間暮らす保護者が手をつながないと学級というのはうまくいかないということは、過去の事例からよくわかっていることだと思います。したがって、一堂に会する場をつくっていただければいいわけですが、御家庭の事情があってできないので、やむを得なく名簿をもって投票という方法をとっていると、こういった現実があるということをお理解いただきたいと思っておりますし、改めてこれについては改善の方策を検討するつもりであります。

[ 2 番議員挙手 ]

○議長（安田敏雄君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） 改善のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

余談ですが、実は私も息子の高校でPTAの地区の支部長という役を担っております。これはどうやって選ばれたかと申しますと、抽せんなんですよね。これは、高校へ集まっていきます。息子の通っている高校は長良のほうにありますので、結構車で行けば30分ぐらいかかるんですが、逆に抽せんでもう誰が当たるかわからない、そして欠席した場合は、ほかの方が代理で引いて、いや応なしに当たってしまうということで、かえって9割ぐらいの出席率なんです、平日の午後からでも。そういった意味で、やり方次第では幾らでも保護者の方が集まっていた方法はあると思いますので、参考までにお伝えすると同時に、私が本当に危惧しているのは、教育長はそういうことはないと言われるかもしれませんが、トラブルとか、万が一それが原因で訴訟問題が起きた場合、学校とか教育委員会が矢面に立つのは、ある意味職務上、業務上の責任があるのでやむを得ないと思うんですが、例えばそれがPTAの関係だと、PTAの役員の方々がそういったものになる、訴訟の対象になってしまう。そうした場合、PTAの方というのはあくまでも保護者であり、ボランティアとしてやっていただける方がほとんどでありますので、やはりそのあたり、微妙な問題に事前に巻き込まないように、教育委員会とか学校のほうからも積極的に提言して、公平かつ効率的にやっていただきたいと、それは要望としてお伝えしたいと思います。

続きまして、役場のほうの住民票の閲覧について、もう少しお聞きしたいと思います。

先ほどのお話によりますと、適正に基本台帳の閲覧については運営が行われているということで安心しましたが、2012年に逗子のほうでストーカー殺人、記憶にありますでしょうか。元交際相手が結婚された後の女性の自宅を調べ上げて、そこのおうちで実際に刃物をもって死亡させてしまったという事件なんですけど、この事件では、加害者から依頼された探偵業者が被害者の夫を装い、これは多分電話か何かだと思います。巧みなうそで逗子の職員から被害者の住所を聞き出した、それは一つ加害者が相手の居場所を知るきっかけになったと言われているんですが、身内を装ったような成り済ましに対して、町ではどのような対策を講じているのか。また、個人情報が入ったデータに関するアクセスはどのようにセキュリティーされているのか、そのあたりの実情をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） それでは、お答えいたします。

成り済まし対策につきましてですが、本人確認の徹底が第一でありますので、免許証やパスポート等によって本人確認をできる書類の窓口提示を義務づけております。特に、郵送の場合でも写し等の添付ということで、徹底をします。また、なお当然であります、個人情報の電

話照会には一切応じておりません。DV等の申し出があった場合は、当然、幾ら身内であっても該当者には対応しないということで徹底をしております。

個人情報のデータへのアクセスにつきましては、これも当然のことではありますが、各担当職員にIDを付与しまして、パスワードと指紋認証によってアクセスできるようになっておりまして、担当の本人以外は操作権限がないということになっております。また、それとアクセスログにより操作内容が確認できるようになっております。以上です。

[2番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 古田聖人議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

じゃあ、ついでに部長にもう一言お聞きしたいんですが、個人情報の取り扱いについて、職員を対象にした講習会とか、そういった勉強会とかは開かれているんでしょうか。

○議長（安田敏雄君） 大橋総務部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） 職員研修の一環の中で、そういったものには派遣といたしますか、研修を受講させております。住民課としてそのみの単独というような研修はございませんが、職員研修の中、県のほうで開催されるもの、そういったものに参加させておるということでございます。

[2番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 古田聖人議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

もちろん個人情報を扱うのは住民課が主なんですが、それ以外の部局でもやはりそういうのはいろんな場面におきまして大切な個人情報というのを扱うことですので、職員の方々全般に、そういった教育や認識をしっかりと改めていただきたいと思います。

余り時間をかけるのも何ですので、最後に個人情報全般について町長のお考えをお聞きしたいんですが、確かに先ほど来から申し上げたように、個人情報保護というのは世の流れであり、行政もその先頭に立って守っていく義務があると思います。しかし一方で、災害時とか非常事態においては、臨機応変な対応が求められるのではないかと、私自身は個人的にそう思います。

と申しますのも、先月の広島のと砂災害では安否不明者の氏名がなかなか公表されなかった。それによって、被災地域に親族や知り合いのいる方々が非常に不安に思われて問い合わせが殺到した、そういう声を聞きました。そういった方々の心中を察すると、本当に余りあるものがあるんですが、そういう意味では、平時ではしっかりと個人情報を守りつつも、人命にかかわるような非常時においては、必要な情報は適切に開示していただく。個人情報においてもそうした弾力的な対応が求められると思うんですが、町長、最後にそのあたりの考えをお聞かせください。



○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今古田議員が言われたとおりであって、平時においては個人情報の保護というのは第一に考えて対応しなきゃならないことでありますが、非常時におけるいろいろな対応については、これは災害時のいろんな法律の中で進めることにもなりますが、我々としては、いつもいろんなときに自主防災会の皆さんと壁にぶつかるのはそういうところでありました。でも、最終的に、特に今、災害弱者の皆さんの安否確認をするためのいろんな方法を町内の自主防災会単位で細かくその情報を収集していただいて、それを我々や、あるいは地元と消防、警察が情報共有をしようということで、細かくその見直しや何かを含めて対応をさせていただきます。

これは我々の笠松町だけではなくて、全地域、全市町村の抱えている問題だと思います。先進的にまたそういうことが細かくできるように努力をしていくことだと思っています。

〔2番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 古田聖人議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

個人情報というのは、ここ10年ぐらいでしょうか。急に浮上ってきて、複雑かつ本当にデリケートな問題でございます。これからも行政、学校、いろいろ時流に乗せながらも、やっぱり基本的なことはしっかり踏まえていただいて、取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（安田敏雄君） 次に行きます。

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 議長さんのお許しを得ましたので、通告順に従い質問をさせていただきますと思いますが、その前に議長さんにお許しを得ましたので、消防費の地方交付税単価表をお配りさせていただきますので、よろしくお願いします。

〔資料配付〕

それでは、よろしくお願いいたします。

まず、消防団員の報酬と出動手当などについてでございます。

消防団については、東日本大震災での大規模災害時の消火・救援活動、住民の避難誘導など、消防団員の果たす役割が見直されました。あわせて消防団員の待遇改善も求められています。ことしの3月議会では川島議員が質問をされているところですが、消防団員の報酬と出動手当などについて質問をさせていただきます。

昨年12月5日、国会では消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が全会一致で可決されました。その法律の第13条は、国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよ

う必要な措置を講ずるものとする」と規定しました。そして、12月13日、消防庁次長から各都道府県知事に出された通知には、平成24年度の交付税単価は団員報酬が3万6,500円、出動手当が7,000円となっているのに、全国の実績はこれを下回ると指摘し、条例単価が低い市町村は積極的に引き上げるよう見直しを進められています。

当町の条例では、第12条で団員報酬、13条で出動手当などが定められています。団員報酬は、団長が5万9,000円、副団長が4万9,000円、分団長が4万3,000円、副分団長3万8,000円、部長3万6,000円、班長3万1,000円、団員3万円、これは年額ですけれど、そして出動手当は1回につき1,500円以内、出初め式、特別点検等の出場は1回につき2,000円以内です。

3月議会の川島議員への答弁では、地方交付税の算定基礎は、今皆さんにお配りしているものですが、行政規模10万人が標準団体で、分団数14団、団員数563人が基準だとされていると言われました。

そこで、笠松町の消防団員数は現在115名なので、これで団長が1名で5万9,000円、副団長は3名で14万7,000円、分団長は8名で34万4,000円、副分団長は7名で26万6,000円、部長は10名で36万円、班長は20名で62万円、団員残り66名で198万円の総額が377万6,000円となると思います。そこで、皆さんに今見ていただいています国が交付税の標準額として出した表ですが、そのうちの報酬等というところで見ますと、これは10万人ですので、笠松は2万2,000円ですから、まず5分の1と考えますと、その10万人の合計の報酬等のところを見ますと4,420万9,000円、そして団員報酬だけで2,101万8,000円、そしてその他で2,319万1,000円、これの5分の1を超えた額が笠松町に来ている交付税ではなかろうかという計算をしたわけですが、そうしますと、勧告額の報酬総額でいきますと453万1,000円、基づいて計算しますとそのようになります。団員報酬に見積もられている総額が2,101万8,000円で、笠松の人口5分の1と考えますと420万3,600円となります。

それから、報酬等の交付税の総額が4,420万9,000円ですので、報酬額を差し引きまして2,101万8,000円を引いての額は2,319万1,000円で、5分の1としましても463万8,200円以上が見込まれますので、費用弁償も、それから団員報酬も引き上げは可能ではないかと思いますが、これについて検討するお考えはないのかどうか、お尋ねします。

次に、2つ目の質問に移らせていただきます。

笠松町の防災についてですが、通告順の1番、2番、3番、順番が違ってきているかと思いますが、どうぞ配慮の上で答えをお願いいたします。

まず、台風11号や豪雨災害による県内の皆様、そして広島を初め各地での被害を受けたり死亡された皆様へ深い哀悼とお見舞いを申し上げます。

こうしたニュースがあると、住民の皆さんの会話には、笠松はありがたいね、山はないし、木曾川の堤防は大丈夫だよねと言われます。しかし、市街化区域での宅地化が進み、雨水の調

整役となる田畑が減ってきています。雨水対策として、小・中学校のグラウンドが貯留池となる対策や、羽島用水のパイプライン化の後のボックスとのすき間に雨水を貯留できるようにされました。

そこでお尋ねしますが、それぞれの学校のグラウンドでは、最大どれぐらい貯留能力があるのか、それぞれの学校やボックスについて教えてください。この対策による影響や効果については、どのような状況であるのか、お尋ねします。

そして、円城寺の洪水対策として計画されている貯留池の進捗状況と、貯留の規模と効果の範囲はどれくらいと考えておられるのかお尋ねします。伏屋議員とも重なりますけれども、よろしく願いいたします。

次に、各家庭には平成20年度に発行された笠松町洪水ハザードマップと笠松町地震ハザードマップが配付されていると思いますが、それぞれ定期的に見直しなどの計画があるのでしょうか、お尋ねします。

そして、皆さんから木曾川の堤防は大丈夫なのかと聞かれますが、どのように評価をされているのでしょうか、お尋ねします。

また、円城寺地内には、中堤防に住宅やお寺などがありますが、広島のような豪雨が襲ったり長雨が続きたりした場合、大丈夫でしょうか、お尋ねします。

次に、避難する場合に配慮が必要な方などの状況を把握することが大切だと思っていましたところ、長池西ではことし8月の広報と一緒に災害対策名簿登録の御案内がありました。この活用についてはどのように考えておられるのか、お尋ねします。そして、町内ではこの登録がどのように進んでいるのか、あわせてお尋ねします。

第1回目の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安田敏雄君） 10番 長野恒美議員の答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、長野議員さんからの質問にお答えしたいと思います。

まず第1点目の消防団員の報酬と費用弁償についての御質問であります。この消防団員に対する報酬及び費用弁償等については、これは社会環境等のいろんな変化などから、団員の方が減少したり、あるいは確保することが大変難しい情勢の中で、消防団を中核としてこの地域の防災力の向上を目的とする取り組みをしているわけですが、そういう中で、団員の処遇改善の一つとして報酬等の引き上げや、あるいは団員を確保するために交付税算定の標準的な額が引き上げられたものと認識はしておりますが、この笠松町の消防団の団員の皆さんの報酬等を交付税単価と比較いたしますと、今数字でいろいろ示されたとおりに、若干低いことは事実であります。しかし、今初めに申し上げたように、こういう報酬が低いために、その理由で団員の方の確保ができないとかというのではなくて、また現団員の皆さんからも報酬の引き

上げの要望というのは特に伺ってはおりませんが、今後この諸事情を勘案しながら、この対応も考えていきたいとは思っております。

2点目の雨水対策の中で、それぞれの貯留の数字については、後から部長がお答えさせていただきます。

また、円城寺に計画している貯留施設の進捗状況や、あるいは規模の範囲で効果の範囲という御質問であります。平成22年度から下羽栗の雨水幹線の排水路の見直しを進めておりますが、この貯留施設の建設のために25年度には用地買収と実施設計の一部を行いました。そして本年度は残りの実施設計を行って、来年度から工事に取りかかるという予定であります。この貯留施設の貯留規模は2,400立方メートルであります。貯留施設から上流の約102ヘクタールの範囲の雨水を受け入れるものでありまして、効果としては、これは東海北陸自動車道の東側を除く下羽栗地域をほぼ全域をカバーするものであります。

その次に、ハザードマップのことで御質問ですが、ハザードマップの定期的な見直しなどの計画はあるかということですが、この笠松町においては、平成20年5月に洪水ハザードマップと、そしてまた地震ハザードマップを作成して全戸の皆さんに配付をいたしました。同時にこの地域の自主防災に活用していただくために、ハザードマップの説明を自主防災会の防災訓練のメニューに加えていただいて、啓発に努めてまいりました。

このハザードマップについては、町のハザードマップも作成してからこれで7年になりますので、平成23年度に国交省が木曾川及び長良川のハザードマップの見直しをされて、現在、岐阜県がそれに基づいて境川のハザードマップの見直しを今検討しております。町としましても、特に影響の大きい境川のハザードマップが作成されるのにあわせて、町の洪水ハザードマップを更新していきたいと考えております。

ただ、地震ハザードマップにつきましては、地震の際の笠松町の揺れぐあいの目安と、建物に被害が生じる割合を示させていただきましたが、現在はこれだけではなくて、やはり一歩踏み込んで住民の皆さんに実際住んでいる家の強度を知っていただいたり、あるいは耐震補強等の具体的な対応に進んでいくための方策として、建築物の無料診断や、あるいは耐震化助成に今力を入れているところであります。今年度からは、やはり木造以外の建築物の耐震診断も助成の対象にしたところでありますので、地震ハザードマップの更新よりも、当面は各戸の耐震化に力を入れていきたいと考えております。

その次に、木曾川の堤防の安全性についての御質問がありましたが、堤防の安全性で耐震性については、国交省によりますと、極めてまれに発生する最大級の強さを持つ地震動に対する堤防点検をした結果、地震が発生した後に堤防が沈下しても、その高さが河川の平常時の最高水位よりも高いということが検証されておりますから、最大級の地震が起こっても、町の中に水が入ってくることはないと考えております。

また、豪雨時の洪水については、計画高水位にプラスして2メートルの余裕高を持った堤防高になっているために、十分耐えられるものと考えております。

そして、災害対策名簿登録の活用方法についての御質問であります。御質問の災害対策名簿の活用につきましては、昔であれば地域住民の方は近隣の方々の家族構成などは台帳等を作成するまでもなく普通に知り得たところではありますが、現在では住宅事情や、あるいは就労状況などの変化によって、家族構成等の情報を得ることが大変困難な場合が多くあります。災害発生時の状況下において、安否確認を迅速に行うためには、あらかじめ家族状況などの情報の有無によって、即応性や正確性が大きく異なってまいります。そのために、先ほど古田議員からも質問がありましたように、各自主防災会での判断となりますが、防災訓練が行える時期に合わせて、自主防災会みずから各家庭の状況を把握するということで、避難誘導や安否確認等が速やかに行われることを目的として、いわゆる自主防災会協議会事務局からお示したものでありまして、必要に応じて自主防災会で各家庭の人数把握や、あるいは家庭状況などを把握するために活用されているものと考えております。

○議長（安田敏雄君） 奥村部長。

○建設水道部長兼技監（奥村智彦君） では、私から雨水対策として整備された貯留施設の能力についてと、貯留施設による効果についてをお答えさせていただきます。

笠松町内では、境川流域の雨水対策として、笠松小学校、下羽栗小学校、笠松中学校、岐阜工業高校を校庭貯留化し、東陽町から大池町間の羽島用水のパイプライン化に伴いできたボックスとのすき間を利用して貯留施設を設けています。貯留施設の能力は、整備年度順でいいますと平成5年度に笠松中学校の校庭貯留化で861立方メートル、平成11年度に下羽栗小学校の校庭貯留化で564立方メートル、平成13年度に笠松小学校の校庭貯留化で527立方メートル、同じく平成13年度に岐阜工業高校の校庭貯留化で1,200立方メートル、平成23年度に整備しました笠松地域内のパイプラインを利用した貯留施設は880立方メートルでございます。

先ほど、伏屋議員さんの答弁の際にもお話しさせていただきましたが、松枝地域については、雨水放流先の逆川流域の上流部ということもあり、松枝小学校の校庭貯留等は行っておりません。

これらの施設を整備したことによる効果については、貯留施設の主目的が河川に流れる水量を調整し、排水路等の流れを円滑にするもので、全てに局所的に目に見えるような効果があらわれるものではありませんが、これも伏屋議員さんの答弁の中で町長がお答えしましたが、笠松町内の羽島用水のパイプライン化を利用した貯留施設については、大雨の際に新町付近の県道に水が一時的にたまるのが多かったのですが、昨年9月の大雨の際にはたまりませんでしたので、その効果があらわれた一例だと思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） まず、消防団員の報酬と出動手当についてですが、川島議員のときも今後検討をしていく課題であるようなお答えをいただいていると思いますが、実は各務原市の議員さんもこの件で質問をしましたときに、各務原の執行者のお答えは、近隣の状況を見て考慮していきたいと、そういうふうにお答えになったそうなんです。

それで、消防団員さんの手当の関係でいえば、さっきの基準のような形で見ますと75万5,000円ぐらいの違い、約80万前後の違いがあるかなと思いますが、団員さんの気持ちとしては、やはり少しでも見直されたときには、自分たちの存在意義をわかってもらえたのかなということにもなるのではないかと思います。その点については、町長は団員のほうからも声が上がっていないし、それから集めるのにも何とか人員を満たしてきているからとおっしゃいますが、実際には大変な町内会や団員相互とか、それから私たち議員も声かけられることがありますが、苦勞をして消防団員を、地域の責任を果たしていつているような状況があると思いますが、そのこととあわせてはどのように考えられますか。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 私も消防団の団員の皆さんとは年に何回かはいろいろお話をさせていただいたり、あるいは訓練のときなど、いろんなお話をしながら、皆さんの意見も聞かせていただく機会もあります。それぞれ皆さんは訓練を見ている、いろんな夜警のときを見ている、大変消防団員として崇高な消防精神というのをしっかり持った皆さん方が集まってやっただけのこと、これは本当に感謝を申し上げているわけであります。

そういう中で、先ほども答弁をさせていただいたように、いろんな国においても、消防団員を中核とする地域防災力の強化という法律もできて、対応も固めて今やっけていますので、決して近隣の市町村の状況を見てとは言いませんが、私どもの笠松町として、消防団員の皆さんが消防精神にのっかって、地域の防災の中心となっていただくために、どういう対応や処遇がいいかということは、しっかりこれからは諸事情を勘案しながら判断をしていく予定でありますから、全くそのことに関して考えていないということではないんです。けど、いろいろ諸事情を考えながら対応を進めていくということだけ御理解をいただきたいと思います。消防団員の皆さんには絶えずそういうようなお話も承ったり、お話をしながら進めさせていただいております。

[10番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

ただ、出動手当ですが、1日出た場合1,500円以内、1日の日当として考えたりすると、そんなふうにはまでは言えないこの7,000円ですけど、少しは今より上げて、火事場であったり、

水難事故であったり、いろいろあるわけです。訓練もあつたりですので、全てに一律とはいかないかもしれませんが、ぜひこの部分もしっかりと出動手当について考えていただけたらと思いますが、どうでしょうか。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今申し上げましたように、出動手当だけではなくて、報酬も含めたいいわゆる消防団員の処遇についての諸事情を勘案しながら考えようということでもありますから、御指摘いただいた出動手当だけの問題ではないと思いますから、その御質問はよく承っていきたいと思います。

[10番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） どうぞなるべく早い時期に、こうした勧告もあることですので、願ひしていきたいと思います。よろしく願ひいたします。

それでは、次に防災についてですが、伏屋議員の質問などでもありましたが、と同時に答弁で境川流域の関係で、今、境川も改修されたり、いろいろやられていますが、あの境川全体の構想は、どこまでどんな年度計画になっているのか、わかれば教えてください。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 境川の総合治水の中の一環で進めている状況であります。今、御承知のように下からずっと河道改修を行って、岐阜市の川手のところまで行っているんですが、それから先のことについては、計画としてはあるようではありますが、わかりますので、その計画だけならまだお示しをいただけると思いますので。

[10番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） それは後からでいいですので、先日の豪雨のときも岐阜市関係ではあの上のほうだったんだと思うんですけど、高田とかあっちのほうにつながって。ですから、ちょっと教えておいていただきたいです。

それでは、そのハザードマップのときに一度見直しましょうということですが、と同時に境川の県が出してきますよね、県の境川ハザードマップとして。そうしたときに、笠松町もやっぱり市街化区域でこれだけ田畑が宅地化されてきているわけですが、そういうことも考慮する必要があるのでないかと思いますが、ハザードマップを検討していくについてですけど、その点はどうでしょうか。

○議長（安田敏雄君） 奥村建設部長。

○建設水道部長兼技監（奥村智彦君） このハザードマップ、例えば木曾川の浸水想定、前は100分の1ということで、100年に1回の洪水を想定して、現在は200分の1ということで、200

年に1回の洪水を想定したとかいうことでやっております、境川のほうも今は5年に1遍の洪水ということで計画しておりますが、最終的には40分の1ということで、40年に1回というような格好で計画しております、もちろんその中には田畑の埋め立てによる遊水池の減少とも考慮して、そういった計画を立てているところでございます。

[10番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） この境川ハザードマップがいつごろというのは、近いうちということなのか、何年後ぐらいとか、わかるんでしょうか。まず、それをお願いします。

○議長（安田敏雄君） 奥村部長。

○建設水道部長兼技監（奥村智彦君） 境川につきましては、私のほうも県のほうに確認しておりますが、今検討中ということしかちょっと返ってきておりませんので、いつとは言えませんが、県のほうも検討されているので、早い時期にはやられて、町のほうもそれに合わせた対応を考えていきたいなと思っているところでございます。

[10番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） この境川の関係でいきますと、岐阜市、各務原市、笠松町、羽島市までが基本的には影響する区域だと思っておりますが、ぜひ要望を強めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それからもう1つ、先ほど円城寺地内の中堤防のところにある家だとかお寺さんなんかは、豪雨があったり長雨が続きたりしたとき大丈夫ですかというのを聞いたんですが、それは答えていただけていないような気がしますので、お願いします。まずそれをお願いします。

○議長（安田敏雄君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時40分

再開 午後2時44分

○議長（安田敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

奥村建設部長。

○建設水道部長兼技監（奥村智彦君） 堤防につきましては、山とかの崖とは違いまして、それなりの構造物でつくってありますので、そう心配をされることはないかと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 今のところ、笠松はありがたいことだという皆さんの思いと一緒にであるということがわかりました。ありがとうございました。



次に、避難する場合の個人情報等のかかわりにもなったり、いろいろするところですが、やっぱり災害については、お互いに命を守る問題ですし、今度の広島災害を見ている、本当にどこどこがなくなるとかわからないような、軒数までもわからないような状況がありましたので、そして私の例でいいますと、班の軒数でいうと16軒なんです、じゃあ全部の方の状況がわかるかという、本当にわからないんですよ。ですから、こうして自主防災会の判断で各家庭を把握していくということが出始めたのはありがたいことだし、私はもう一步を言えば、その見守っていただかなければならない方たちにも会って、名前を上げて災害のときにあれしますのでお聞きしていいですかと問えば、お願いしますということのほうが多いと思うんですよ。だけど、そこまでいけるかどうかが大変なんだなあと思っていて、今度のあれも大変遠慮深い調査票でして、家族の人数と男か女かわかるのと年齢がわかるぐらいのもので、あと括弧して援助が要るか要らないかと、要る人があれば名前を書くんじゃなくて、括弧の中にそういう要項をちょっと書くと、そんなものでしたけれど、でもこれを町内会だけじゃなく、やはりこの機会に、もしできるものなら笠松町としてしっかり把握していただける方向に持っていけるといいと思いますが、そこまでのことではどのように考えてらっしゃるのかお尋ねします。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） いわゆる災害対策の名簿の作成については、もう何年も前からいろいろ対応をしながら進めている中で、町内会だけではなくて、そこに民生委員の方が把握している家庭もありますし、町内会とはまた別に、町内会となかなかいろんな情報、いわゆる個人情報なんかでやれない部分も出てきたりして、今積み上げながら、今の町と民生委員の皆さんと町内会長と、そしてその名簿は、警察や消防に対してもいわゆる災害弱者の対策名簿として連絡をして通達をしますということをお了解を得て、その名簿を今作成して情報は共有しているんですね。ただ、なかなか本当は役場の住民課がわかるように、全世帯の名前と年齢とあれがわかって、全部にお配りすれば一番両全ですが、それがやっぱり前から言っている個人情報の中の町内会や皆さんに全部お知らせできない難しさの中で、最大限有効な方法というのはそういう方法ではないかということで、ようやく町内会や民生委員の方との懇談も始めたり、我々が出かけて、その中で今度は初めて名簿の作成ができるようになってきたことは大きな成果だと思います。これが、やっぱり今言われた心配もいろいろありますので、そういうことももう一步を踏まえて、いろいろ開示する方法はないかも絶えず研究して、体制を整えていきたいと思っています。

全くやっていない地域のことを思うと、本当にある程度この4年、5年で名簿が整備されてきたことも事実でありますから、そういう実績もやはり踏まえた上で、自主防災会や民生委員の皆さんともまた協議を進めていきたいと思っています。

[10番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 本当に一日も早く、一番あれなのは班長さんと民生委員さんと町内会長さんですね。ここが一番地元の方として握っていただかなきゃならないと思う。そして、その全体をつかんでいくださるところとして役場や福祉課や、それから警察や、一定のところできちつとなるようになるまでには、まだ町長の言葉も含めてみると完成したもの、笠松町はもうこれで大丈夫ということではない、もちろん人も亡くなったり、いろいろ入れかわりますので、毎年それはつかんでいかなきゃならない事業になるんですが、でも一定の努力をしてくださっているのはよくわかりますけれど、もう一步、本当に一日も早く、このこと自体が大事なことのように思えるんですが、それを進める努力を、どうせよということとは言えないんですけれど、でもつかむところというのは、民生委員さん、班のことは班長さん、それから町内会長さん、そして役場の関係、そして警察までとか、消防はそのときに聞けばいいだろうと思いますけれど、そういうところだけはっきりさせて、ぜひ一人一人に問えば、ちゃんと自分の様子は教えて、私としては公開してでもお願いしていきたいというふう思うわけですが、何とかその体制は難しいでしょうか。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 決して不可能でも難しいでもなくて、本当にある程度把握が進んできたんですね。ただ問題は、班長さんや町内会長さんは場所によっては1年ごとにかわったり、2年もかからんうちにかわったりということがある中で、やっぱりその住民の皆さんの情報が漏れて、それが何か犯罪、いわゆる高齢者の方やお年寄りの方だったら、振り込め詐欺に使われたりという犯罪に利用されることが怖いだけで、住民の皆さんや役場や警察や消防や民生委員が把握して、きちんと対応がとれていれば何の問題もないんですが、二次的な被害の心配があって、今非常にいろんなシフトがかたくなっていることだけなんですね。多分、班長さんにしてもやっている間はわかるけど、班長さんがかわれば、情報がまた変わってくる。そういうふうで、非常に細かいところで大きな問題になっている部分もありますから、そういうこともやっぱり段階を踏んで解決をしていくことと、今言われたように、入ってくる方、亡くなられた方、いろんな名簿の整理というのは絶えず必要なことですから、そういう連携だけはとっていきたくて、今慎重に進めてはおりますので、またいろんな方法があれば、御指導いただければありがたいと。

[10番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

皆さんこうした広島での災害、東北の震災などを経験しながら、それなりの住民の皆さんも、

意識としては随分個人情報ということとどうタイアップするか、どう守るという方策さえはつきりしてくればつかみやすいものかなとも思ったりするんですが、それには相当な努力も必要、要するに2万何千の皆さん一人一人にある意味で意思を伺うような必要性があると思いますので、大変な事業だと思えますけれど、このことは私も努力しますが、皆さん一緒に災害には大丈夫と言える笠松町にしていくために頑張っていきたいと思っています。いろいろありがとうございました。

○議長（安田敏雄君） 途中ですが、この際3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後2時55分

再開 午後3時10分

○議長（安田敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

続いて、一般質問を続けます。

1番 尾関俊治議員。

○1番（尾関俊治君） 議長の許しを得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

まず初めに、小・中学生の不登校についての質問をさせていただきます。

2013年度に県内の小・中学校で不登校だった児童・生徒数は2,337人、前年比で204人増加しました。これは、5年ぶりに増加に転じたことが文部科学省の学校基本調査でわかったそうです。小学生は541人で前年比で60人の増加、これは過去10年間で最多です。また、中学生は1,796人で前年比で144人増加しました。年間で30日以上欠席した児童・生徒数は2,906人、内訳は小学生が907人、中学生が1,999人で、不登校以外の理由では、病気による欠席が多かったようです。1,000人当たりの不登校者数は小学生が4.7人、全国平均は3.6人で、中学校が29人、全国平均は26.9人と、全国平均を上回っています。不登校者は小学校で214人に1人、中学校で35人に1人の割合に上り、前年比では小学生で0.6人、中学生で2.4人ふえています。

そこで1つ目の質問ですが、平成23年度から平成25年度の小・中学校で不登校だった児童数と生徒数をお聞かせください。また、不登校の理由がわかればお聞かせください。

2つ目の質問ですが、不登校になる背景には無気力や不安などの情緒的混乱、友人関係や親子関係をめぐる問題などがあると思いますが、教育長の考えをお聞かせください。

3つ目の質問ですが、不登校の児童・生徒を生まないようにするための具体的な対策についてお聞かせください。

次に、在宅医療や介護の地域包括ケアシステムについての質問をさせていただきます。

昨年、社会保障制度改革推進法を受け、8月に社会保障制度改革国民会議により、医療・介護制度については医療・介護提供体制の改革と地域包括ケアシステムの構築、国民健康保険の財政運営の責任を都道府県が担うことなど、医療・保険制度の改革、難病対策の法制化などの

提言があり、社会保障4分野の講ずべき改革の措置等についてスケジュール等を規定し、また改革推進体制の整備等について規定した社会保障改革プログラム法案が出され、12月に成立、施行されました。

その中で4分野の1つの介護保険制度については、1. 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し、2. 地域支援事業の見直しとあわせた地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し、3. 一定以上の所得を有する者の利用者負担の見直し、4. いわゆる補足給付の支給の要件に資産を勘案する等の見直し、5. 特別養護老人ホームに係る施設介護サービス費の支給対象の見直し、6. 第1号被保険者の介護保険料に係る低所得者の負担の軽減、7. 介護報酬に係る適切な対応のあり方などを検討し、必要な措置を平成27年度をめぐりに講ずるとあります。この中で団塊の世代が75歳以上となる2025年をめぐりに、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるのが地域包括ケアシステムとあります。

構築のプロセスとしまして、地域の課題の把握と社会資源の発掘、地域の関係者による対応策の検討、対応策の決定・実行のPDCAサイクル（プラン、ドゥー、チェック、アクト）を3年ごとに2026年まで4回回す計画となっております。

そこで1つ目の質問ですが、在宅医療や介護を進めるために、訪問診療と介護の連携が重要であり、そのためには医療・介護情報の共有が不可欠になると思いますが、町長の考えをお聞かせください。

2つ目の質問ですが、先ほど述べた地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直しについて、町としての考えをお聞かせください。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（安田敏雄君） 1番 尾関俊治議員の答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、私からは在宅医療や介護の地域包括ケアシステムについての御質問にお答えしたいと思います。

今、議員が御質問の中で御指摘のとおり、社会保障・税の一体改革及びこの社会保障制度改革国民会議の報告書に示された内容を踏まえつつ、平成27年度施行に向けて現在介護保険制度改革が進められておりますが、その中で最も大きなテーマとして、この地域包括ケアシステムの構築が位置づけられており、医療・介護、そしてまた予防・住まい・生活支援が確保される体制の確立であり、いわゆる人口減少のものと少子高齢化社会において、高齢者を在宅で支える社会システムとして必須の命題とされているところであります。

そのために満たすべき条件としては、1つが、医療が必要な高齢者や、あるいは重度の要介護高齢者についても、可能な限り在宅で生活できるよう支える仕組みづくり、2つ目に、ひと

り暮らしの高齢者や、あるいは虚弱な長寿高齢者を在宅で支える仕組み、3つ目に、長寿化に伴い増加が見込まれる認知症高齢者を在宅で支える仕組み、そして4つ目に、入院しても円滑に退院が可能となる仕組み、5つ目に、在宅でのみとりができる仕組み、6つ目に、利用者や、あるいは家族の生活の質が確保できる仕組みなどと整理をされております。これらのことを地域の実情に合わせて市町村の地域支援事業として今後実現をしていかなければならないのですが、相当難易度が高い目標であり、2025年度までの完成を目指すものと考えてはおります。現在、この第6期の介護保険事業計画の策定作業中でありますので、こうしたことに配慮をしながら、今後重点的に取り組むべき施策としては、1つに在宅医療・介護連携の推進と、2つ目に認知症施策の推進と、3つ目に地域ケア会議の推進、そして4つ目に生活支援サービスの充実・強化を盛り込んでいかなければならないと考えております。

また、前後しますが、1点目の御質問の医療・介護情報の共有に関してであります。先ほど申し上げましたように、この在宅医療・介護連携の推進というのは、今後重点的に進めていく必要がありますので、今後在宅医療が推進されていく中で、人材育成や、あるいは他職種の連携による在宅医療の提供体制を整備するなどの課題を整理しながら、医療・介護の情報の共有など、いろんな対応策なども検討して進めていきたいと思っております。

○議長（安田敏雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 1番目の質問、小・中学生の不登校についてお答えをさせていただきます。

まず一番初めに、平成23年度から25年度の小・中学校で不登校だった児童・生徒数、これについてお答えをさせていただきます。

年間30日以上欠席した児童・生徒を統計上不登校としております。笠松町では、平成23年度は小学生5人、中学生12人、平成24年度は小学生2人、中学生18人、平成25年度は小学生5人、中学生21人でございます。平成25年度の児童・生徒1,000人当たりの不登校者数は、小学校が4人で県平均より低く、中学校では30人と県平均よりわずか高い値となっております。中学校での増加の主な理由は、遊び・非行型の生徒の不登校がふえたことによるものでございます。

学校、スクールカウンセラーやスマイル笠松の努力により、平成24年度は2名の引きこもり生徒がスマイルへ登校、25年度は2名の引きこもり生徒がスマイルへ登校、最後には学校へ登校できるようになりました。本年度も夏休み終了後に全く登校できなかった児童がスマイルに登校ができ始めた生徒もおりまして、保護者も含めた関係者の努力に感謝しているところでございます。

2番目の不登校になる背景について、お答えをします。

不登校の態様は、いじめ、人間関係、教職員、学校生活不適應、遊びや非行、無気力、不安、意図的、その他に分かれております。いじめで登校ができない、学級のみんなや先生になじめ

ない、学校の規則的な生活に対応できなく遊びたいという欲求のほうが強い、保護者とのトラブルから学校を休むという行為に走る、保護者が学校で学ぶことに価値を持たないなど、実に一人一人異なります。しかし、町内の不登校児童・生徒の多くは、無気力や不安というのが主たる要因で、中には昼夜逆転の生活になってしまい、朝起きられなくなってしまうたり、欠席が続いて学級や友達になじめなくなってしまうと、登校できなくなっていくというのが実情でございます。その背景を特定することは大変難しいところですが、保護者との協力体制がなかなかとることが難しい、そういった場合が大半であることが実情でございます。学校に行って勉強したい、友達をつくりたいと思っても、学校がない、あっても学校に行かせてもらえないという国々があることを考えると、学校で学ぶ、生活する楽しさを学校、家庭、地域を挙げて児童・生徒に保障していかなければならないと考えております。

3つ目の不登校の児童・生徒を生まないようにする具体的な対策について、お答えをします。

何をおいても児童・生徒の心の居場所づくり、仲間とのきずなづくりが大切だと考えています。学校に学ぶ誰もが1人の大切な存在として認められ、大切にされ、安心して通うことができるようにすること、保護者と児童・生徒同士、地域の方々との心の結びつきを感じるようにすることが大切だと考えております。

本年度から、先ほどもお答えしましたが、2学期制を実施しております。その目的を児童・生徒の夢を広げ、目的意識を育てることに置いております。懇談では、児童・生徒自身が自分の努力やよさを自分の言葉で話せるようにしています。そのために、教職員が一人一人のよさを認め励ますことができるように、児童・生徒に寄り添うように先生方には努力をいただいております。

また、保護者や地域の方々が児童・生徒に地域や学校でボランティアを通してかかわっていただけるようにもしているところでございます。こうして児童・生徒が自己有用感、自己肯定感を味わうことができるようにすることが大切だと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 1番 尾関俊治議員。

○1番（尾関俊治君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

小・中学生の不登校についての答弁をいただいたんですけども、そのことで学校、スクールカウンセラー、スマイル笠松、保護者を含めて、関係者の努力に感謝をいたします。

それでは、小・中学生の不登校についての再質問をさせていただきます。

まず、中学生の不登校が平成23年度から平成25年度で12人から21人ということで、9人増加しているということですが、もしその原因がわかればお聞かせください。

○議長（安田敏雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 具体的な例を御紹介させていただきます。

他の中学校で不登校でありまして、生徒の環境を変えることが登校につながるのではないかと転居・転入をされましたけれども、なかなかうまく環境が変わっても改善が図られなくて不登校の状況が続いたと、こういう例であったり、中学校の多感な時期に学校での自己存在感が得られずにやや怠学傾向となって、年間欠席が30日を超えてしまったと。それから、家庭での家族関係、環境が変わり欠席が続き始めた。それから、不登校傾向にあった生徒が3年生の初めに進路に関する不安から欠席が多くなって、これも結果的に30日を超えたというような例でございます。一応、いずれも自分の進路を見つけて卒業はしていております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 1番 尾関議員。

○1番（尾関俊治君） ありがとうございます。

やはり外的要因というの、転校してきてというのもあるということを理解させていただきました。これからも生徒一人一人に寄り添っていただいて、継続的な援助をお願いいただければと思います。

次に、中学校の体育館の前の公衆電話というものが、新屋内運動場の工事が始まってから撤去されているんですけども、例えば生徒たちが何か悩んでいたり、誰かに相談したいときとか等、不登校の生徒を生まない1つの具体策として、やはり公衆電話というのは必要ではないかと私は感じておりますけれども、これをもう一度設置いただけるのかということをお聞かせいただければと思います。

○議長（安田敏雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 中学校体育館前の公衆電話の必要性につきましては、新屋内運動場の建築時に中学校と協議したところでございます。中学校では、生徒たちの学校生活で急用等やむを得ない事情があれば、職員室の電話機を使って先生が相手方につなぎ、そして生徒が相手に電話をすると、生徒にかわるという方法をとっております。それから、教職員の目に届かないところに公衆電話があると逆に悪用されるような心配もあると、こういったことでございました。

議員御指摘の悩んでいることについて直ちに保護者やら外部の機関に電話相談できなかったことが直接・間接的な要因となって不登校になったというようなことは、具体例はないと思っております。

このようなことから、公衆電話の必要性はないものと判断させていただいて、新屋内運動場の建築と同時に既存の公衆電話は撤去していただいたところでございます。

しかし、地域の方々が社会教育施設として御利用いただいたり、学校ボランティアとして積極的に学校にかかわっていただいたりしております。今後、中学生のみならず、小学生も含め

て全ての小・中学校との連携を図りながら、地域とのかかわりの中で公衆電話の設置の必要性を感じたようなときには、再度町と検討をしていきたいと考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 1 番 尾関議員。

○1 番（尾関俊治君） ありがとうございます。

教職員の目の届かないところに公衆電話があると逆に悪用されるということがあるかもしれないと、そういった心配があるという先ほどの御答弁だったんですけれども、例えば教職員室の前などに、目の届くところであれば、これはよいというものなのではないでしょうか。そのことについてお聞かせいただければと思います。

○議長（安田敏雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 実際、以前には学校の職員室の前に電話が置いてあった学校もございました。これは、子供たちに一々職員室へ入ってきて電話を貸してくれというようなことが、とても厄介なことがございまして、外で自分でかけなさいというようなこともたしかあったように思っていますが、今では、もしも電話が必要であれば、電話をする相手もきちんと教職員が確認をして、そして間違いなくその人につないであげて、そしてその人と連絡をすると、こういったことが子供たちの安全を図る意味からとても大事だということで、多くの学校では今撤去されておまして、現在のところ、職員室前に公衆電話を設置するという事は考えておりません。できるだけ職員室で対応ができたらと思っています。

〔1 番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 尾関議員。

○1 番（尾関俊治君） ありがとうございます。

なかなか中学生が急用で職員室の電話を借りるというのがあるかどうかなんですけれども、なかなか職員室って入りづらいというのがあると思うんですね。そうすると、恐らく近くのローソンだったり、中央公民館だったり、西笠松駅だったり、そういったところに行って電話をしてしまうのではないかなということをちょっと考えるんですけれども、これに関しては、やはりさっき検討してということがあったものですから、何とか前向きに設置の検討をいただければと思うんですけれども、これはちょっと要望ということでしておきます。

先ほど、不登校になる背景とか、不登校を生まないようにするための具体的な対策についてはよくわかりました。これからも児童・生徒一人一人が、先ほど自己有用感、自己肯定感を味わうことができるようにするという事をおっしゃっていましたが、そのことを目指してまたお願いできればと思います。

続きまして、在宅医療や介護の地域包括ケアシステムについての再質問をさせていただきます。



在宅医療・介護連携の推進は今後重点的に進めていく必要があって、そのためには医療・介護情報の共有などの対応策などを検討していきたいといった答弁があったんですけども、情報共有の道具として、保健、医療、福祉の情報や、本人の様子を一元的に記録する在宅療養手帳とか、ICT（情報通信技術）を活用した情報共有システムの導入を検討されるとよいとは考えますが、町の考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、御質問にあったような在宅療養手帳とかICTの活用というのは、医療や介護の連携のもとで進めていく今後の方法として確保していくことは大事なことだと思いますので、在宅医療連携にとってもこの情報共有の有効な手段であると思いますので、今後、そのことを検討課題として進めていく必要があると思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 尾関議員。

○1番（尾関俊治君） 現在、羽島郡医師会のほうでは、平成26年度に692万の予算を県からいただいております、その地域在宅医療連携推進事業というのを進めております。

町としても、やはり基本的な体制を整備していただいて、他職種と連携をとっていただいて、私が先ほど言った情報共有システムの導入をぜひ前向きに検討をいただいて、時間はかかるかもしれませんが、そういったことを検討いただければと思っております。これは要望ということにしておきます。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安田敏雄君） 続けていきます。

3番 伊藤功議員。

○3番（伊藤 功君） 議長さんのお許しを得ましたので、通告に従い質問させていただきます。あしただと思っておりましたので、ちょっとタイミングがずれましたので申しわけございません。私の質問は、大きく分けて2つです。

1点目は、子育て支援対策についてで、発達支援を必要とする子供に対しての療養指導についてと、要支援の子供を持つ親に対する救済の拡充について。2点目は、ゲリラ豪雨対策についてで、ゲリラ豪雨に対する排水路整備についてと、ゲリラ豪雨に対する避難勧告の出し方についてであります。これは、両方ともが相当かぶっていますので、何かこれからやるのがちょっとと思いますけれども、とりあえず質問させていただきます。

それでは、質問に入りたいと思います。

この7月17、18日の2日間、郡の議長会で岐南、笠松町の正副議長、両議会の事務局長が長野県上伊那郡箕輪町役場へ研修に行ってきました。研修内容は、子育て支援の取り組みについてでありました。この町は人口2万5,600人余りと、長野県内では町としては人口が一番多い

町と聞きました。面積も86.12平方キロメートルと、周囲を山に囲まれた広大な盆地の町でした。町のキャッチフレーズは、「人と人の心が通じあい、福祉・環境・教育施策が強力に推進されている町」とのことです。26年度、本年度の当初予算のうち一般会計は、予算総額88億8,800万円と見事8が並んだ語呂合わせの数字でした。

そんな中で、この町の特徴は、町の未来を担う子供たちのために、10年前から「一味ちがう箕輪の子ども育成事業」として、健康で知力に富み、国際舞台で活躍できる子供を目指し、その施策として運動遊び、英語遊び、英語活動、読育、食育の4つを大切な基本として、子供の発達年齢に応じて、幼児から中学生まで一貫して取り組んできた結果、子供たちの成長は確かなものとなり、他市町村が見習う施策として導入への広がりを見せていると説明されました。

さて、質問の要旨に入りますが、発達支援を必要とする子供の増加に対して、就学を見据えた体制の強化、公平で適切な支援の構築ということで、保育園に発達支援専門員、中堅保育士と加配保育士を配置され、一人一人の発達を見きわめ、成長を支援されるということです。

なお、その専門保育士は専任とするため担任を持たず、町の保健福祉課内に子ども未来課を設置し、その未来課に籍を置いて身分保障をされることにより責任を持つということだそうです。

そういう説明を聞いた後ですけれども、車で移動し、保育園に入る前の発達障害児の保育施設、定員15名でしたけど、若草園というところを見学し、笠松との違いを見つけることができました。

1歳、1歳半健診で心身の発達に支援を必要とする子供がいるとわかったとき、親と面談し、話し合いのもと、乳幼児が保護者とともに通園し、生活、遊び、訓練を通してさまざまな機能の成長を促すところで、必ず保護者と通園すること。そこの保育士さんにその成果を尋ねたところ、保育所に通うころには、健常者、普通の子と変わらない子供になっていると話されました。やはり早期に発見することと、親が理解し、祖父母も巻き込んで協力することが子供を救うんだということがよく理解できました。

羽島郡2町でも、川島さんの質問にもありましたように、子育て支援の対策として、笠松町福祉会館でのことばの教室や岐南東小での通級クラスを設置され、努力はされております。箕輪町は、根本的に取り組みが違っているんだなということがわかりました。

ここで町長さんにお尋ねいたしますが、箕輪町の取り組みを私の質問だけでわからない点もあろうかと思いますが、どういうふうに感じられたか感想をお聞かせくださるとありがたいと思います。

次に、ゲリラ豪雨対策と避難勧告についてを質問いたします。

ことしの8月は、全国各地で50年に1度とか、高齢者の方が今まで経験したことがないような豪雨に見舞われたり、竜巻までも発生したりと、大きな災害が起こりました。お盆を前後し

て四国4県の大雨、三重県にも台風による被害、17日には京都府福知山、石川県羽咋市、そして岐阜の高山でも豪雨による土砂崩れ、河川の氾濫と、赤茶けた泥水、テレビの報道を見ていると身の毛がよだつありさまでした。20日の未明に広島市の民家の裏山で起きた鉄砲水による土砂災害で70人余りのとうとい命が家ごと押し潰され亡くなられました。朝方未明で避難する暇もない突然の災害。幾ら天災とはいえ、余りにもむごい仕打ちをする、この世には神仏はないのかと思ったのは私だけではないと思いました。避難された人たちの中では、帰る家もなくなり、茫然自失そのものでした。

その後、北海道の礼文島でも50年に1度の大雨による土砂崩れで死亡者が出てと、全国各地災害だらけで莫大な復旧費が必要となります。これも人間がまいた種、地球温暖化が影響していることは事実だと思います。幸い笠松は、長野議員も言われたように、会う人ごとにこちら辺はいいところやね、災害がなくてとよく言われ、挨拶はそればかりです。

しかし、笠松町も昨年9月に短時間でしたがゲリラ豪雨に襲われ、私の自宅北の道路は膝下まで冠水し、道路が水路になってしまいました。理由は、道路の横の排水路が機能を果たさず、水がはけなかったという理由です。

そこで質問ですが、遊水池が少なくなる一方の松枝地区、当然長野議員御指摘のように、松枝地区にも雨水の貯留池が必要です。予算もかかりますが、よく検討をしていただきたいと思います。でも、これは長野議員の質問をきょう聞きましたので、ある程度答えはお聞きしましたけれども、私たちのところの排水が流れなかったのは、どうも下流部が柳津町のほうへ行っていますので、町と町の連携が密でなかったということも事実だと思います。排水路の容量不足も原因と思われるのですが、見解を述べていただきたいと思います。

それから最後に、避難勧告は町長が出されると思いますが、また9月は台風のシーズンでもありますし、ゲリラ豪雨の最中には移動はままならず、基準はどういうふうに決めておられるのかをお聞かせください。

これにて1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安田敏雄君） 3番 伊藤議員の1回目の質問が終わりましたが、途中ですが本日の会議はこれまでといたしまして、本日の会議は延会することにいたしたいと思います。

本日の会議は延会することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

大変きょうは御苦労さんでございました。

延会 午後3時49分